

組合事務局となり、聯合會は純然たる經濟的聯盟即純然たる卸賣聯合となつたのである。ヨーロッパ大戦中には、此聯合の活動は殆ど停止せられて居たが、其後英國の卸賣組合の援助を得て急速に發展を遂げたのである。以上は社會主義消費組合である。現在に於ては之に對抗する自由黨若くは保守的カトリック黨の消費組合は其數僅にして、其勢力も又極めて不振の状態にあり、非社會主義組合の中注目すべきものは、政府並に地方自治體の吏員及び雇員の組織せる消費組合である。其組合は労働黨に賛成せるものがあつたが、全然中立を標榜するものがあり、社會主義組合は、自派の運動に参加せしめんとするも未だ成功を見ないのである。

(三) ロシアに於ける消費組合

ロシアに於ける最初の消費組合は、一八六五年リガにドイツ人が組織せるものである。其後漸次増加し、毎年平均四乃至七の組合設立せられたのであるが、何れもドイツ人の組織せるものである。而して之に参加せるものは、國家又は地方自治體の役員、貴族、僧侶、若くは地方の名家で多くの労働階級は之に與からざるものである。最初の労働階級の組織せる組合としては、一八七〇年のウラル地方の工場労働者の組織せるものがある。其後之に倣ふもの簇出したが、此種組合は其出資株の大部分が、工場主又は支配人に所有せられ、工場主の補助金又は貸付金を運轉資本とするものであるが爲めに、労働階級の爲めの組合と云ふを得ないのである。

殊に労働争議の際に、消費組合を閉鎖して、食料品の供給を絶つが如き、労働者に苦痛を與ふる場合が少くないのである。然れども此當時に於ては、十分なる貨幣經濟の發展がなかつた爲め、組合の多數は間もなく消滅するに至つたのである。

一八九〇年代に至つて、事情は一變し、農業地方に於ても貨幣の使用盛んとなりたるのみならず、都市に於ては、大工業が發達し無産階級が出現したるを以て、消費組合運動も勃興し、一八九〇年以後一九〇〇年迄の間には、毎年平均六五の組合が設立せられたと云ふ事である。而かも此當時の専制政府は、凡ゆる種類の集團に對して嚴重なる壓迫を加へ、消費組合に對しても認可と嚴重なる調査を以て之に臨み、消費組合が政治運動を爲す事、労働争議に援助を爲す事は、嚴重に取締まれたのである。従つて當時の労働者の消費組合は、社會改良主義的色彩を有する外になかつたのである。ロシアに於ける消費組合運動の特色は、農民の間に其組織が發達せる處である。商人が農民の經濟知識の後れたるを利用し、獨占的地位を利用して、暴利をむさぼりたるを以つて、消費組合に關する理解少きにも拘らず、知識階級及び地方有力者が牛耳を取りたる消費組合運動が、漸次見るべき發展を爲したのである。戦前一九〇〇年頃には都市及び農村に略同數の組合あり、一九〇六年に於ては農村に於ける數は都市に約倍加し、一九一四年には全般の八割五分が農村に設立せられたもので、僅かに六百十七部が都市に設立

せられたるに過ぎないのである。

ロシアに於ける消費組合運動は、一九〇五年言論、集會、結社の自由が認められ、次で一九〇六年議會が開設せられた以後の發達であると言ふ事が出来るのである。此當時の都市に於ける俸給生活者の間に、消費組合が盛に組織せられたのであるが、無産階級の政治運動が壓迫せられたる爲めに、消費組合運動に彼等が力を注ぐに至つた事實があるのである。而して労働者の消費組合として設立せられたるは、一九〇六年ペトログラードに於けるものを最初とするのである。當時の労働者の組合は社會民主的色彩を有する事が多く、勿論階級闘争に理論を採用せる論者なきに非れども、其傾向の著しくなつたのは、一九一七年以後の事に屬するのである。何れにしても一九〇六年以後、消費組合は健全なる發達を爲し、其結果消費組合聯合會が設立せられたのである。此聯合會は、各地の都會に於ける組合を縣及び州夫々に聯合會を組織せしめ、之を更らに全露聯盟に組織せしむるものである。政府は斯の如き聯合會に對しては壓迫禁止政策を採つたのであるが、それにも拘らず組合の幹部全員が、任意に協定を爲して聯合會を事實上組織し、大戰開始當時に於ては、完全に各縣及び州に於て聯合組織があり、全露の聯盟が組織せらるゝのみの有様となつたのである。

全ロシア聯盟に就ては、一九〇八年以來主としてモスコの消費組合聯盟が主催して、庶民

銀行の設立による信用及び生産組合の中央機關、モスコの消費組合聯盟による消費組合の中央機關の組織が主張せられたのである。此二つの中央機關は、一九一七年二月迄合法的に成立する事が出来なかつたものである。而かも歐洲大戰の食料品の缺乏は、物價騰貴軍需品の生産等に就て消費組合を盛んならしむる動機を作つたのである。殊に日用品の分配に就て、政府は消費組合を利用する外なき状態であつた爲め、大小の消費組合が何れも非常なる發展を爲したのである。其中には急進的のものあり、保守的のものあり、無産有産何れの階級にも各種各様の組合雜然と發達したものである。斯の如き事情の下に於て、製造工業者は消費組合の配給政策を無條件に承認せるものでなく、自己の好む消費組合に對して商品の供給を好都合なる條件の下に許し、労働者の消費組合に對しては、不利益なる條件を以つて之に臨んだのである。之に對して労働者の消費組合は、消費組合の團結を以つて臨み、從來分散せる勞力を集中して對抗したのである。一九一五年ペトログラードに労働者の消費組合の代表者が會合し、永續的労働者消費組合聯盟がペトログラードに組織せられ、續いて各地に同様の聯盟が組織せらるゝに至り、斯くの如くして民衆組織に移る事を容易ならしむるものとしての資本主義の遺産たる消費組合が全國に存在し、一五一七年二月の革命を待つに至つたのである。

二月革命以後政府は食料問題解決の爲めに消費組合の力を必要とし、從來の態度を改めて其

運動に十分なる好意を示し、一九一七年四月の全國的消費組合會議に於ける種々の決議は、政府により承認せられたものが少くないのである。消費組合法の制定の如き其一つである。此法律によりてあらゆる共同組合は届出を以つて設立せらるゝ事となり、其聯合會も容易に設立し得らるゝ事となつたのである。之によりて從來のモスコに設立せられてゐた消費組合聯盟は、全ロシア消費組合中央聯盟として名實共に活動する事となつたのである。此中央聯盟は、丁度イギリスに於ける消費組合聯合と、卸賣聯合會とのなす二つの任務を、併せ有するものである。而して最高の執行機關は、大會によりて選ばれたる評議員の手にあるのである。而して其實際の權力は、大會が選出し評議員會が指名せる理事の經營に一任せられたのである。理事會の下には經濟部と書記局とがあり、此外に事業を行ふ爲めに、商品別の専門の部、數種設立せられたのである。斯の如くして全ロシア中央聯盟はその組織確立せられたのであるが、革命直後の臨時政府より現在のソビエト政府に移る間に少からざる内容の變化があつたが、中央聯盟そのものは繼續して今日に及んだのである。斯の如き中央聯盟の組織せられたる後にありても、消費組合の指導精神に關して、種々の相違があるのである。殊に無産階級的ならざる態度に反對せる労働者の消費組合は、從來の全國的組織より獨立し、労働者消費組合のみの中央聯盟を計畫したのである。而して一九一七年八月其第一回の組合會議が開催せられたのである。

労働者の消費組合は労働者を資本に従屬せる地位より解放する事を目的とし、此目的に就ては何人も異論はなかつたのであるが、労働者の消費組合の團結に對して種々の議論がある。即他の消費組合に獨立して中央聯盟を組織するに當り、現状維持説は獨立の聯盟組織と經濟的目的に對しては現状を維持し、別に労働者の消費組合のみの統制を圖る爲めに中央聯盟を組織せんとするものである。結局最後の説が勝利を占め、從來の如く全ロシア消費組合中央聯盟の一部として存在しつつ、政治上の中央組織として労働者協同組合評議會を組織せられるに至つたのである。これは一九一七年八月の事に屬して居るのである。

ソビエト政府の下に於ける消費組合は、有産者の一施設にして革命に對して、多くの貢獻を爲し得るものに非ずと屢々論ぜられたのである。然れども斯の如き見解は、新社會に於ける重要な職分を消費組合に實行せしむる必要より、永く維持する事が出来なかつたのである。之に對して種々の議論があつたが、結局其の重要性を認めざる場合には、重大なる反動の役割を演ずる危険なるものとなる外なき事が承認せられたのである。現にソビエト政府に對しては、反革命的運動を消費組合が企てたる事實がある。ロシアの中央部に於ける反革命の運動、シベリヤに於ける同様の反革命運動の起りたるを見て、其一端を察すべきである。多くの理論闘争を経たる後消費組合は、全國的に統一せられ且つ完全に政府の支配の下にある政府の配給

機關たらしむべき布告が、一九一七年公にせられたのである。然れども此布告に對しては消費組合側より殆んど一致せる反對があつた。蓋し當時の組合は實際勢力強からず、全人口を包摂せる大規模の生産必要品の供給を爲すが如きは、其任務が過大に過ぎるとの理由に基くのである。而かも凡ゆる經濟的制度が混亂に陥りたるを以て、消費組合を重視して物資の供給をなす事は不可能なるが故に、此布告を改めて、別に妥協的案を一九一八年に作成したのである。之に依れば消費組合を全國的に統一せず又強制加入を行はず、一般市民の消費組合は労働者の消費組合とを並立せしむる事となつたのである。

而かも斯の如き政府の妥協的態度は漸次廢せられ、民衆の自治的機關たるの地位を維持するけれども、國家の機關たらしむる態度を漸次大ならしむる政策を採つたのである。即ち傭主、一般財産所得者、商人、仲介人、其他に對して消費組合の幹部を選擧する權利又は選擧せらるる權利を剝奪し、消費總合運動を無産階級化せしめたのである。次いで消費組合運動に於て共產黨の勢力を大ならしめ、從來の過激的態度を捨てる事となつたのである。一九一九年の布告によれば、總ての人民は強制的に消費總合のコンミュニオンに加入せしめられ、之に加入せざるものは物資の供給を受くる權利なきものとせられたのである。尙ほ此布告によりて一般市民の消費總合と労働者の總合とが併立する場合には、後者が消費者のコンミュニオンの基礎として重

んぜられるに至つたのである。斯の如き布告は、戰時共產主義の時代を通じて行はれたのであるが、一九二〇年の布告によりて遂に消費組合は國家の機關として完成せられ、消費組合運動は新經濟政策時代に移るに至つたのである。ソビエト政府が戰時の共產主義政策により穀物を強制徵發したる爲めに、農民は自己の生活を維持する以上の土地を耕作せず、加ふに一九二〇年秋の不作の爲めに、都會に於ける市民の食料品が不足を告げたるのみならず、ロシア全體の生産力は、大に減退したのである。之が爲めに、一九二一年所謂新經濟政策を行つたのである。之によれば大規模の産業、交通機關、金融機關、外國貿易等は國家の手によりて行はれ、社會主義組織の根底を爲すと共に、穀物の強制徵集を廢し、其餘剰の自由處分を認ためるを以て、穀物の交換の對象となる工業製品との交換も自由となり、貨幣經濟が復活するに至つたのである。

消費組合に關しては新經濟政策の布告を爲したる翌年（一九二一年四月）、新なる布告を爲したのである。此によれば、消費組合は物資の買入運搬加工を爲す諸企業を經營し、組合の財政を潤澤ならしむる爲めに加入金及び組合費を徵集し得る事となつたのである。斯の如くして消費組合は、從來嚴格なる政府の日用品配給機關たる事より、自由取引に順應すべき組織に近づくに至つたのである。而かも消費組合の經營は農民の需要と、都市住民の需要との適合を調節

する事能はず、人民委員會が設定せる工業品の農作物との交換の比率は、一般市場に於ける比率と異なる事があるのである。此間にありて、營利を目的とする商人が活躍する餘地を與へたのである。而かも消費組合に對する重要性に關しては、屢々共產主義者の會合に於ける決議にこれを見る所にして、一九二四年の第三インターナショナルの大會に於ても、消費組合の組織宣傳が無産者××の現状に於て一層重大なる意義を有する事、消費組合には労働者及び農民の共同の利害が代表せられる様努力する事等が述べられたのである。

最近に於けるソビエト聯邦の消費組合は、農村に於ける組合、都市及労働者の組合、運輸労働者の組合等がある。是等の消費組合は縣州及び全國に互る聯合を組織し最後に全ロシア消費組合中央聯盟に結合せられるのである。全ロシア消費組合中央聯盟は、既に述べたる如く、イギリスに於ける消費組合聯盟と協同卸賣組合との二つの職能を有する二つの自治部、即ち中央労働者協同組合、運輸労働者協同組合を有する外、聯邦に加盟せる共和國の五個の中央消費組合聯盟、州聯合、縣聯盟等より構成せられる。二つの自治部中央労働者協同組合は一九二二年設立せられ、労働者の消費組合が中立主義を採る事を危険とし、他の労働運動と密接なる關係を保たしむる事を目的とするのである。而して此の協同組合より物資の供給を受くるものは、主として工業都市に於ける大規模の労働者消費組合である。次に運輸労働者消費組合は一

九二三年設立せられ、運輸労働者消費組合に物資の供給を爲す事を目的とするのである。一九二八——一九二九年に於ける消費組合数は、労働者並に都市の消費組合一四〇〇、其營業所三〇、〇〇〇、農村の消費組合二五、〇〇〇〇、其營業六六、〇〇〇を數へ、之が加入者は都市及び労働者の組合員數一、〇〇〇、〇〇〇、農村の組合員數一、七〇〇、〇〇〇を數へたのである。

(四) 日本に於ける消費組合

我國に於ける消費組合運動は、現存するものとしては、協同會の明治三四年設立せられたのを以つて最古とするのである。労働運動と關係ある組合の中有名なものは月島購賣組合にして、日本労働總同盟の前身たる友愛會の組合員が大正八年設立したものである。此組合は大正十二年の震災によりて皆滅したのである。大阪に於ては購買組合共働社が、同様に友愛會系統の労働者によりて設立せられたるが、今日に於ては一般市民の消費組合となつたのである。此外労働者の組合として會社若くは工場に從屬するものは、明治時代に於ても少からざれども、自主的労働階級の消費組合としては、共働社を擧げなければならぬのである。

我國に於ける初期の消費組合運動は、明治一一年——二年頃外國に於ける此の運動を模倣して組織せられたるものあれども、數年を出でずして崩壊し、爾來十數年間實際運動は行はれず、僅かに言論による此運動の促進ありたるに過ぎざる有様であつたのである。労働組合期成

會の機關雜誌には屢々消費組合に關する論文が掲載せられたのである。而して三十年頃組織せられた鐵工組合及び日本鐵道從業員の組合たる矯正會は、全國二十數ヶ所に消費組合を組織したるも、經濟界の不況の爲めに何れも短命に終つたのである。其後政府に於ては前年來、問題となりたる産業組合法の制定運動が具體化し、明治三十二年終に目的を達し、爾來數回の改正を経て、今日に及んだのである。之によつて消費組合も産業組合法によりて承認せられ、各府縣並に全國に互る中央組織が設立せられるに至つたのである。斯の如き立法は實際運動による要求に非ずして、立案者が外國の事情に教へられて起草したものであるが、其立案者は現在の社會組織の缺陷を認識し、農業及び工業に於て資本家と労働者との關係が相反するの事實を認め、其救済策として信用組合を推奨せるものであると云ふのである。日露戰爭直前に於て、社會運動者の團體なる平民社を中心として消費組合を促進せんとする運動があつたのである。而して一時組合の設立を見たけれども、間もなく解散せられたのである。其後月島及び大阪に組合の設立を見た事は既に述べたる所である。

之に次いで設立せられたのは、大正九年の共働社である。共働社は資本と労働との對立的結合を立憲的定款によつて行はんとする企業立憲協會と純労働者組合とが設立せるものであるが、此當時××的サンチカリズムの思想が盛んなりし爲め、共働社の消費組合に對しては労働

者の間においても疑惑の眼を以て見るものがあつたのである。然るに大正十年日本鑄鋼所及び大島製鋼所に於ける労働爭議があり、此爭議は前述の純労働者組合の有力者の多數を含むものであるが、共働社は爭議の中心を爲し、其餘剰金を爭議に使ふ事としたのである。其後大正十一年同様に大島製鋼所に爭議ありたる時にも、翌年汽車會社に爭議ありたる際にも、共働社は其本部となつたのである。斯の如き運動に刺戟せられて、砲兵工廠内にも東京共働社が設立せられ月島にも月島共働社が設立せられたのである。本來の共働社及び月島東京の兩共働社は聯合して消費組合聯盟を組織し其後機械労働組合所屬の組合に相次いで共働社が組織せられたのである。消費組合聯盟は、大正十五年其名稱を關東消費組合聯盟と改め、昭和四年聯盟内の現實派と階級闘争派との對立によりて分裂する迄、多くの組合が新に参加し、又若干の組合が之より脱出せる事があつたのである。尙ほ分裂せる組合は消費組合聯合會と稱し、關東消費組合は其綱領並に主張に於て斷然區別せられて居るのである。我國の労働者の消費組合が關係せる主なる労働爭議は、日本光學工業の爭議に於て南部共働社が援助したると、共同印刷爭議に於ける博文館共働社、野田醬油の爭議に於ける野田購買利用組合等の例を擧げる事が出来るのである。

此外我國に於ける鑛山に屬する労働者の消費組合がある。其中著名なるものには日光製鋼所

三池炭鑛尾尾銅山の購買組合があり、又一般の市民並に俸給生活者の消費組合としては、衆議院の一官吏が主唱せる共同會、神戸消費組合等を擧げる事が出来たのである。神戸消費組合は初め戰鬪的労働者が中心となりて組織したものであるが、大正十年川崎及び三菱の兩造船所に於ける爭議の結果、資本家並に××の壓迫増加し、労働者が之に参加する事を躊躇せると、中産階級的市民の参加を歓迎せることによりて、其本質を一變するに至つたのである。最後に我國に於ける産業組合中央會に所屬する組合は、多くは信用組合なれども大體に於て市街地購買組合と稱するものは、消費組合と見る事が出来、其數は大凡百五〇、組合員三〇、〇〇〇、出資總額三、〇〇〇、〇〇〇圓、拂込額二、〇〇〇、〇〇〇圓に達すと云ふ事である。此外に小規模の認可を経ざる自主的労働者の組合も多數あるべきだが其實數を知る事が出来ないのである。

(五) 國際消費組合聯盟

消費組合聯盟が始めて行はれたるは、一八八四年英國の消費組合大會に於てフランスの消費組合と提携する決議を通過し、翌年より相互に其大會に代表者を交換せる事であつたのである。然るに其後二年にして消費組合の國際的聯合を永續的に組織する提案が生じたのであるが、此聯合は消費組合の爲めにするよりも、利潤分配を行はんとする目的の爲めに組織せられたものである。従つて消費組合運動者の中に於ても、此聯合に反對の意思を有し之を攻撃せる

ものがない譯ではなかつたのである。斯の如くして此聯盟は一八九五年ロンドンに於て大會を開き正式に成立するに至つた。フランスの消費組合運動者は始めより此聯合に賛成したのであるが、イギリスの消費組合が一致して参加せるは、之を最初とするのである。其後一八九六年第二回大會を一八九九年第三回大會を一九〇〇年第四回大會を開催し、イギリスの組合員はドイツ、オーストリア、ベルギーの組合員と往來し、消費組合の國際的聯合が漸次勢を増加するに至つたのである。而して一九〇〇年の第四回大會より一九一〇年の第八回大會に至る迄は、消費組合聯合の社會主義全盛時代と稱せられるのである。第五回大會に於ては聯合の個人的會員の勢力を失はしめ、組合の代表者を有力なる分子とする原則を立て、從來生産組合主義を奉じたる個人的會員より消費組合主義を採る組合代表者が中心勢力となつた。次に一九〇四年の第六回大會に於ては農村の消費組合に關する報告に關聯して利潤の撤廢及び資本主義經濟の變革を消費組合が目的となすや否に就いて議論が行はれたのである。此議論より從來資本主義と提携すべき事を主張せるドイツの信用組合は、遂に國際的聯合より脱退する結果を生じたのである。オーストリーの信用組合も、ドイツの信用組合の例に倣ひ、又農村の消費組合の大部分も國際的聯合を脱退するに至つたのである。而かも斯の如き分裂危機に於て從來加入を躊躇せる消費組合は、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー及びスイスに於ける社會主義的組合に

して、之が爲めに消費組合の國際的聯合は社會主義運動の一部なりや、又は獨自の運動として發達せしむべきかに對しては、各國に於て喧しく論議せられた所であるが、一九一〇年の大會に於ては、消費組合は労働者の利益を擁護する點が最重要なるものである。消費組合は之によりて資本主義制度の××を促し得るものであると云ふ決議を爲し、唯利潤を追求する危険ある事を戒めたのである。

次に一九一三年の大會に於て平和を擁護する爲め最善の努力を爲す事は各自の組合員の利益なる事を認め、又各國民の社會的並に經濟的生活が消費組合の原則に従つて組織せられる時、軍備を維持する理由と國際間の不和の發生する可能性とは消滅すべしと決議したのである。それにも拘らずヨーロッパ大戰が勃發したる時、國際的聯合の中央委員會は、前述の決議せる宣言を發表すべきや否に就て各國の委員に諮つたのであるが、多くは之に反對したるを以て立消となつた。大戰中此聯合は具體的活動を爲さず、一九一三年より一九二一年に至る迄大會も開催せられなかつたのである。尤も此間に於て聯合會のみの會議と聯合國と中立國との會議とが、前後三回開催せられたる事があり、大戰後に於ける最初の大會は、一九二一年開催せられたのである。此大會に於ては、階級闘争に關する議論が盛んに行はれたのである。此問題は其後に於ても屢々繰返され、殊にソヴェートの消費組合の代表者と國際的聯合の幹部派との間に

行はれたのであるが依然として政治的宗教的中立が今尙勢力を有して居るのである。

第二節 消費組合理論の若干問題

(一) 消費組合と資本家制度

消費組合運動は本來の性質が資本家的である、それ故に労働運動の眞の理想と相容れぬものであるとの批評が加へられて居る。消費組合は資本家會社に於けると同じ方法を以て利潤を追及して居り、而して利潤の獲得は労働者の眞の利益に相反するものであると言はれるから、消費組合は一時的の施設たるに過ぎぬと看做されて居る。

消費組合が、一般の労働組合の如くに闘争的で階級意識を有するものでないことは眞實である。消費組合が現在行はれて居る生産及び販賣方法を其儘踏襲せることも亦眞實である。併し乍ら消費組合が本來の性質に於て資本家であり、労働者の眞の利害と相反するものであると言ふのは、何れも間違つて居る。利潤は依然として作成せられ獲得せられる。併し乍ら中間の利潤を作成し獲得する者は全廢せられるのである。總ての餘剰は加入者に歸せられる。消費組合は資本家會社と闘争し、然かも資本家其者の武器を以て闘争するのである。其方法は労働組合のそれの如くに劇烈でもなければ、英雄的でもない。併し乍ら其効果は、比較的短期間に莫大

なる膨脹を爲し遂げたことを以て見れば、決して否定することが出来ない。消費組合が大資本會社から激しく、或時は不當に、攻撃せられて居るといふ事實は、消費組合が資本家の味方であるといふ主張に、殆んど適しないことを示して居る。

消費組合制度と資本家制度との重要な異同は、次の諸點に要約することが出来る。

第一、株式會社の株主は持株に比例して利潤を分配せられる。然るに消費組合の利潤は購買額に比例して加入者に分配せられる。消費組合の持株には一定の利子が支拂はれ、假令或年度の餘剰が如何に多くあらうとも、持株の所有者には、購買額によつて支拂はれる配當額を別として、一定の利子以上に支拂はれることが無い。斯の如くして消費組合から生活必要品の大部分を購入する比較的富裕ならざる家族は、多數の持株があるけれども前者と同じ程度に消費組合を利用しない比較的富裕なる者よりも、多大の金錢上の利益を受けることが出来る。

第二、個人が所有し得る持株數に一定の制限が加へられる。(イギリスに於ては、普通二百ポンドに達する株數を限度とする)之は資本家的原則に一致しないものである。

第三、消費組合の株主會議に於ける投票權は、持株數によらず個人を標準として居り、株式會社に於ては一株一票の方法を執る。併し消費組合に於ては一株主一票である。それ故富裕なる加入者が、單に其資本所有のみによつて組合の政策を左右することは許されない。

第四、持株の賣買は許されぬ。併し乍ら加入者は何時でも其出資を引出すことが出来る。之が更らに消費組合と資本家制度との相異なる點を示して居る。

第五、消費組合はトラスト又は他の獨占をなす團結と如何なる協定又は協商をもしないことを其政策の一部として居る。卸賣及び小賣組合が貨物の不足に附込み消費者に對して價格を引上げることを拒絶したる爲めに、獨占者の計畫を邪魔し物價を引下げさせた場合が一再ならず起つた。又危急の場合に、消費組合は加入者のみならず一般公衆の利益の爲に盡した。ヨーロッパ大戰の始めに方つて、若し消費組合が小麥粉の價格引上を拒絶しなかつたならば、總ての消費者に對して價格が騰貴したことは必然である。非加入者は屢々自ら認識せる以上に、消費組合の社會的作用に負ふところがある。

第六、消費組合は、資本家的會社と異り、萬人に開放せられて居る。何人と雖も唯だ一株を所有することによつて、加入者たることが出来る。彼は此一株の持主たることにより、投票權を得、組合の活動に参加し得るのである。消費組合は非加入者にも貨物を販賣する。(ドイツ及び他のヨーロッパ諸國に於ては之は許容せられない)併し乍ら普通にはそれ等の者の購買に對しては配當を支拂はない。若し斯の如き配當の支拂はれる場合に於ても、其額は加入者に支拂はるゝ配當の半分を超ゆることが決して無いのである。それ故に總て消費組合に於て購買する

者は、加入者たることを得、消費組合經營の成否に參畫するに至るのである。

消費組合に於て物品を販賣するには普通の市價を以てし、配當の形式で餘剰を拂戻す制度を維持するを可とするか、又は原價に諸掛を加へ且つ僅少のゆとりを見ただけの賣價を以てし、配當は、全く之を廢止することが出来ないとするれば、殆んど無視し得るだけの少額に低下することを可とするか。此問題に關しては議論が盛んに闘はされて居る。

或組合に於ては普通の市價以上の賣價を定め、配當を可成の額に上すことにして居る。此慣行は貯蓄を促すといふ長所を有つて居るが、全體として觀察すれば、決して賛成することが出来ないものである。それは民衆をして組合員となる氣を起させない。就中、普通の市價以上を支拂ふことの出来ない比較的裕福でない階級にとつて特に左様である。普通の市價が課せられる場合に於ても、多數の貧困なる人々は組合員たる地位から除外せられる。それは是等の人々が何處かで同じ貨物を廉價で手に入れることが出来るからではなく、是等の人々の所得が古着や殘品以外のものを買入れることを許さぬからである。市價以上に賣値を引上げるとは、更に多數の勞働階級に對して組合の門戸を閉鎖することになる。或者は市價以下を以て販賣することを推奨する。之によつて現在に於て諸色が其財力の及ぶ限度以上であることを見出す極貧の人々を、此運動に参加せしめようとするのである。貯蓄が好ましきことであるのは、貯蓄す

る者が生活必需品を準備する十分の餘剰を有する時である。併し乍ら貧乏線又は以下に位する人々に對して、年末に配當があるが爲に、消費を節約させることは餘りに期待が多過ぎる。

市價を以て販賣することに對する他の反對は、配當の支拂に關するものであつて、それは其性質に於て資本家的であり、勞働階級の消費組合員を攪亂せしむるものであるとの非難である。實際に於て餘りに多數の組合員は、眞の消費組合の精神を考へるよりも、配當のことを多く考へて居る。利己主義は或特定階級の獨占物ではない。丁度、勞働組合員の多數が共濟金の支給及び其他の支給のことを、勞働組合の根本精神や目的よりも多く考へて居り、是等の便益が無かつたならば、自發的に勞働組合員とならぬと同じやうに、消費組合の多數の加入者が、消費組合に参加する考を起すのは、金錢上の利益があるからである。併し乍ら原價で販賣することは、之と同じ金錢上の利益を提供することになり、少額の投下によつて利益を受けしむるのであるが故に、人は最早眞に協同的となり得ないことになる。

恐らく消費組合界に於ては配當に對して餘り重要性を附して居る。併し最も優れたる攻撃は賣價を普通の市價以下に低下せしめることではない。一つの見方からしてよきことであり、且つ消費組合の理想によく適合するのは、餘剰金の多くの部分を組合員に好都合なる保險を設ける爲に用ひ、現在行はれて居るよりも良き教育事業に用ひ、もつと社交、娛樂、慰安等の設備

に用ひることであらう。併し乍ら普通の消費組合員にとつては、個人的に必要な財貨の供給を受くる爲に配當が必要である。教育又は慰安等の設備は多數の者にとつては、緊切なる物質上の慾望が満足せられたる時にのみ心を惹くものとなるに過ぎないのであつて、大衆中の消費組合員が餘剩のもつと實質的方法に於て分配せられることを希望するとしても、敢て無理からぬことである。

最後に消費組合が市價で販賣することを好むのは、普通の商店との軋轢を避ける爲である。消費組合員は自家の手許から十分に且つ何時も斷絶せず供給を爲し得ることが確實となる迄、他の會社との間に存在する軋轢を甚しからしむることが出来ない。消費組合が殆んど外部から供給を受けないでやつて行ける時期が不明の間は、市價を以て販賣する方針は是認することが出来る。

イギリスの消費組合に使用せらるゝ労働者總數は殆んど二十萬人に達し、四分の三は小賣組合に、又四分の一は卸賣組合に屬して居る。彼等の地位は生産者組合に於ける使用人の地位と同一ではない。彼等は普通の工場に於ける労働者と同じく賃銀を支給せられ、而して事業經營に對しては極めて僅に餘計參加し得るに過ぎない。最近に至るまで消費組合の工場に於ける労働者は、組合の政策を支配する會議に對して、特別の代表權を殆んど享有しなかつたのであ

り、組合員總會に於ける投票權も剝奪せられて居たのである。それは彼等が此權能を自己の利益の爲に行使するかも知れぬといふ危懼があつたのである。普通の組合員の小部分が出席することに過ぎないのに反して、一般に言へば組合の事務總會に、是等使用人の大部分が出席することが豫想せられるからである。蓋し彼等は當然に組合の活動に興味と利害關係を多く有するからである。それ故に消費者の利益が使用人の利益の下位に置かれるかも知れぬと言ふ危懼が了解出来る。併し乍ら或程度に於ける労働者の代表權は、極めて望ましいものであり、而して過去數年間に於て、此方面に於ける若干の進歩が成就せられた。多くの場合に於て、使用人は重役會に對して特定數の代表者を有して居る。併し乍ら其比例は消費者の利益をして優位を確保せしむるに足るだけの小數である。資本金企業に於て合同産業會議が設立せられてゐる今日の時代に在りて、消費組合が其使用人に對して代表權を享有せしむる手段を講じないならば、それは誠に奇妙であると言はねばならない（合同産業會議は普通にはホイットレー委員會と言ふ名稱で周知知られたる労働協調の施設である）。

一般に論ずれば、消費組合の使用人の賃銀及び労働條件は、普通の會社に於て行はれてゐるものよりも良好である。併し乍ら不幸にして若干の労働爭議が種々の原因から發生し、労働者は一再ならずストライキに訴へた。而して一九二三年の一爭議の後、消費組合界の内部に於け

る産業平和を維持する爲めに、新しき機關が考案せられ、消費組合運動と労働組合運動とは、労働者の爲に生活條件及び労働條件を改善する目的を以て創められたる、労働階級の活動の二部門をなすと考ふべきものであることが決然と主張せられた。消費組合と使用人とが同数の代表者を有する地方合同會議が考案せられた。労働争議は先づ此地方合同會議に附議せられ、而して協定が成立しなかつた場合には、一縣内に八個所ある郡合同會議に附議するのである。それに於ても尙ほ協定が成立しなかつた場合には全國合同會議に附議するのである。

併し乍ら此計畫は一八二五年の初に於ける北部イングランドの激烈なる労働争議を防止することが出来なかつた。而して之によつて、個別の使用人及び組合員の利益の爲めのみならず、消費組合全體としての利益の爲に、有效なる仲裁機關が緊切に必要であることが明白となつた。消費組合界の内部に於けるストライキは、労働階級自身の間には確執を大ならしむるものである。而して外部の社會に不良の印象を與へるものとして、特に嘆かはしきものである。

消費組合は、階級團體として労働組合の如く堅固なものではない。而して其本質上攻撃的であることも出来ない。それは生産者としてよりも、消費者としての労働者の利益に多く關係して居る。物質的見地よりすれば、それは組合員の實質所得及び地位を著しく向上せしむることを望むことが出来ない。反之、労働組合は普通に一層重要な目的に用ひらるゝものとして、

労働者から看做されて居る。それは單に賃銀を増加し、労働條件を改善することに資するのみならず、其多數の關係者から資本家制度に代つて重要な任務をなすことを期待せられて居る。僅に最近十年餘り以前に及んで、消費組合は其中立性を明白に放棄した。ヨーロッパ大陸に於ける消費組合と相異して、イギリスの消費組合は、最近に至るまで政治的及び産業的労働運動に於て、何等の積極行動を採らなかつたのである。消費組合運動は、労働争議に参加する職能を有せざるものとせられたのである。併し乍ら恐らく消費組合の加入者の大部分は、若し組合が労働條件の改善に關する労働争議に直接参加するに至らば、加入者たることを取消すであらうと言ふ危惧を主要なる原因として居る。

併し乍ら斯の如き無關心の態度は、ヨーロッパ大戰前に於て既に弱くなり、一九一三年卸賣組合はダブリンに於けるストライキに於て船渠工に食糧品を供給して、之を大に援助し、同様の援助は一九一九年の全國的鐵道ストライキの間にも提供せられた。消費組合と労働組合との二つの運動に於ける他の連環は、卸賣組合銀行によつて得られた。此銀行は今や労働組合の收支の大部分を取扱つて居り、又年次大會に於ては相互に友誼代表者の交換をなして居る。併し乍ら最近數年間に起つた最も意義ある行動は、消費組合運動の政界に進出したことであつて、協同政黨が組織せられた。所得税を納付する義務に關する紛争が、斯る行動を齎すに至つた重大

なる動因であつた。協同政黨は労働黨と協定を締結して居る。併し未だ現實に合同するには至つて居らぬ。協同政黨の綱領は國際的消費組合及び秘密外交の撤廢に關する要求を掲げて居る。資本課税と所得額大なるものに所得税を増加すべきことを主張して居る。又全國信用銀行の設立を目的とし、土地の國有を支持して居る。加之、失業の防止及び救済、獨占及び企業合同の統制、選舉法の改正等をも勸告して居る。それ故に消費組合の労働運動に於ける好意ある中立は最早過去の遺物となつて終つた。總ての徵候は労働組合運動と消費組合との二大組合が其目的及び活動に於て益々一致する傾向を示して居る。第二世紀は労働組合の加入者が、總て消費組合の加入者となり、あらゆる消費組合の加入者が、労働組合の加入者となる時代に向つて偉大なる進歩を遂げたのである。

(二) 消費組合の限界

消費組合は漸次各地に普及しつゝあり、小規模の獨立せる商店に取つて代るに就ては理由がないのではない。卸賣組合の莫大なる財力を背景とする消費組合は、小規模商店の力の到底及ばない便益と作用を屢々提供することが出来る。此場合の利益は單純に大規模組合の利益であつて、其處では廉價に買入れ且つ販賣することによる節約と、又中間経費を撤廢し得るのである。其處には小規模商店より消費組合が經濟上に於て卓越せることに就ての問題は無いのであ

る。小規模商店の幾つかの利益、例へば個人の好感、信用を與へる等のことは、全體として有数なる大規模企業によつて追越される。小規模商店は一方に於ては消費組合により、他方に於ては多數の大組織の商店により、雙方より壓迫を受ける。上に述べた消費組合の利益は、大規模商店によつても同じやうに得られるから、資本家的企業に支配せられる大規模商店制度と比較して、消費組合を更に有利なる地位に立たしむる特有の經濟上の利益が何かあるかと言ふ問題が起る。

第一に、消費組合は何時も斷絶しない顧客がある。組合に對する組合員の好意は、大規模商店の顧客の中には見出すことの出来ぬものである。需要が規則正しいことは、支配人をして在荷品の數量及び性質を一層正確に推定することを得せしめ、且つ之によつて無駄を省くことが出来る。此好意は消費組合の成否に關する相應に重要な原因をなして居る。

第二に、消費組合は激しい競争をなして居る會社と同じく、廣告に多額の費用を投ずる必要がない。廣告は社會的に是認せられるが、それは單に一定の限度までであつて、此限度を超ゆれば勞働及び物質的資源の浪費である。廣告は需要を喚起し、従つて供給を増加し生産費を低落せしむる限りに於て有利なものである。尤もそれは費用よりも大なる利得を與へ、且つ利得が消費者に及ぶ場合でなくてはならぬ。併し乍ら單に競争者の販路を獲得する爲に費され、何

等實際の生産に於ける利益を生じないならば、前に述べたる諛辭を呈することは出来ない。斯の場合に於て、廣告は或特定會社の利益とはなるだらう。併し乍ら社會の見地からすれば浪費であると言はねばならぬ。消費組合は程よい金額を其商品の廣告に投じ、且つ未だ組合員で無い者を組合に加入するやうに引入れて居る。生産及び分配の規模は擴大せられ、而して譯も無く其結果は經濟となるのである。之と同じ利益は程度は低い乍ら、大規模商店でも之を擧げて居る。併し乍ら甲の組合は乙の組合から組合員を横取りする爲に廣告するのではないが、大規模商店は競争商店の顧客を自己のものとする爲に絶えず莫大なる費用を投じて居る。

第三に、若し一營利會社が其商品の製造又は販賣に關する新しき方法を發見すれば、其會社は、猜疑深く其方法の秘訣を總ての競争者に知らせまいとする。併し乍ら若し消費組合の工場又は店舗に於て改良方法が發見せられたとすれば、其知識は何等猜疑するところなく組合全體に廣く知らされる。

消費組合運動の社會的利益は、恐らく其經濟的利益よりも一層重要なものであらう。最も價値多き消費組合の特色は其名辭の内に含蓄せられて居る。『各自は總ての爲に、また總ては各自の爲に』と言ふ標語は中味の無い言葉ではない。多數の組合員は一つの團體に團結せられて居り、而して其團體は普通の資本家的團體に見出さるゝよりも強い奉仕の精神と相互扶助の精神

とを有するものである。勿論、消費組合は未だ尙ほ此社會的統一を人の欲する程度まで成就して居ないのであるが、斯の如き精神は消費組合には資本家的企業に於けるよりも多く存して居る。現在の或消費組合は、製造又は販賣の擴張を圖ることに熱心なる爲に、斯の如き社會的義務に餘り附隨的地位を取らしめてゐるかも知れない。イギリスに於ては古くより販賣上の餘剰の二分五厘を教育事業に投ずることが一般の慣習であるが、若干の組合は利益を別にすることが出来ず、又或場合には此資金を一般經費の支辨に充てたものもある。反之、多數の組合は以上の慣例を遵守して居る。數百の大小都市に於て講義及び學級授業が行はれ、マンチエスター市には消費組合専門學校があり、オックスフォード大學に於ては二名の者に獎學金を出して居る。——是等は消費組合が其組合員に提供した教育事業の一部分に過ぎない。此方面の事業は消費組合の發展に伴れて今後一層擴張せられることと思はれる。

消費組合は又自治に於ける有用なる經驗をなさしむる作用を有つて居る。消費組合が現在の形狀にまで發達したことは、勞働階級の消費組合員の建設能力及び指導能力に對して優れたる試金石である。役員は俸給は他の會社の支配人の報酬に比較して少額である。然かも後者の職能が前者のそれより特に熟練を要し、特に重大であると言ふ譯ではない。比較的低い——多くの場合に於て餘りに低い——報酬が、斯の如き高き程度の熱誠と活動とをやかましく言ふこと

は、消費組合の支配人に對し又運動の精神に對する讚辭である。

消費組合を貯蓄銀行の一種として使用することは、これ又組合員に取りて價值あることである。是等組合員の多數に取りて、それは不意の入用又は特定目的の爲に少額を積立てる唯一の實際的手段である。家婦は消費組合に支拂ふ家政に要する費用が、他の商店に於けるより別段に多くなくて、純然たる貯蓄たる喜んで迎ふべき割戻が、配當日に彼等を待つてゐる事を推奨する。若し物品が市價よりも廉價で販賣せらるゝとしたならば、利益は普通に毎回數錢に上るのみであらう。一般の家婦は何處に行つたか分らなくなる不規則の少額の金よりも寧ろ纏まつた金の方を好み、加之、現金賣買を普通に主張するのは、よき且つ廉價なる奉仕を受くる顧客の利益の爲である。貧民地域に於ける信用取引は、屢々非常に高い諸掛を伴ふものである。

婦人が消費組合運動に熱心であり、且つ重要な役目を演ずるのも亦一つの特色である。婦人は此運動の初期より男子と同等の條件で加入することを承認せられ、而して彼等は集會に於て常に同等の投票權を有して居る。此點に於て消費組合は、勞働組合よりも又更に國家よりも民主的である。

最も熱心な消費組合の推奨者も、若干の缺陷が現在の消費組合制度に存在し、大なり小なり改善を急務とすることを否む譯に行かない。是等の缺陷の或ものは單に組織の問題であるに過

ぎず、此上更に組合運動が發達すれば確實に消失するものである。他の缺陷は其根ざすところが之よりも深く、而して企業全體の成功を害せざるに先立つて、是非之を除去しなくてはならぬものである。

現在の組合に於ける重大なる缺陷は、多數の小賣組合の受持範圍が重複することである。イギリス北部の或鑛山町には同一街に相互に競争する消費組合の支部があり、其他の町に於ても六七の組合が同一地域内に存在して居る。併し漸次に合同が行はれ、遂に斯の如きことは絶無となるであらうと思はれる。

或方面より爲されたる提案によれば、全國に於ける總ての消費組合は合同すべきものであり、全國的組織を以て現在の施設に代ふべきであると言はれて居る。多くの議論が理論上此提案を支持して居る。結局に於ては恐らく、若し全國を一體とする合同が出来ぬとしても、一方を一體とする合同が完成せらるゝであらう。併し乍ら現在のところでは全國的組織を起す計畫は何れも失敗すべき運命を有して居る。小賣組合は其繁榮の程度及び配當が非常に不同であるから、如何にしても當分の間は偉大なる組合が、假令手近にあるものでも貧弱なる組合と合同することを望むことは殆んど出来まい。又地方的愛護心は此問題に重要な關係を有して居る。而して若し餘り性急に事を運ぶ時は、或種の組合の意氣を阻害することになる虞がある。

併し二個又はそれ以上の組合が同一地方に存在し重複を來し無駄を生ずる場合に於て、合同の必要なることは疑ないところである。

他の缺陷は消費組合から見捨てられたる土地があることであつて、之には次の二種類の區別がある。第一に、極めて人口稀薄なるが故に、消費組合の設置せられぬが如き地理上の地域がある。併し之は全國に消費組合制度が行はるゝに至る以前に於ける一時的の事柄であるに過ぎない。漸次に斯の如き地域は消失して行くのである。第二に、消費組合運動に参加せざる人々の階級がある。財貨の賣價を正當に低下し、貧民階級の多數を此運動に加入し得るやうにしても、尙ほ加入し得ざる極貧なる多數の人々がある。又臨時雇労働者は消費組合員の中に於て有力なる數に上つて居らぬ。其仕事の性質上、概して節約を許さぬのである。斯の場合に於て、之が改善策は明瞭に消費組合運動の職能の範圍外に在る。他の極點には富裕なる階級にして將來長く其所要品を消費組合に於て購入しさうにない者がある。併し乍ら労働人口の多くの部分にして、現在に於ては消費組合運動の埒外にあるが、此組合に参加することを期待しても不當でない階級がある。而して是等の人々の多數は、單に消費組合の本質及び活動に就て、又組合員たることによりて享得し得る利益に就て無智である爲に、組合に入らないのである。斯の如き缺陷は組合の組織者が開拓すれば、改善せられる事項である。

尙此外に若干の小さい缺陷が注意を惹いて居る。例へば甲地方から乙地方に組合員の持分及び權利を移轉する適當なる設備がない少數の組合は、他の組合の組合員の爲に休日清遊場に關して幾分の便宜を提供して居る。斯る便宜を一般に十分に擴張することが望ましいのである。他の缺陷は役員の薄給なることである。消費組合の支配又は管理が資本家の事業に於けるが如く有能でないといふ一般の批判は、若し最も有能なる者を惹付けるに足る報酬が組合員に支給せらるゝならば、その大半が消失するであらう。現在の状態に於ても消費組合は組織者としての價値が其實際に受ける俸給よりも可成上にある人々によつて従事せられて居る。

最後に消費組合制度は官僚主義の爲に非難せられる。中央機關は不當に比較的弱小组合の方法及び目的を支配すると言はれる。併し乍ら同情的中央機關が斯る弱小组合を支配し對等ならしめ、而して職能の重複、地域の重複を防止する點に於て、其「上より臨む」規律は有益である。或程度の官僚主義は組織及び活動が廣汎なる規模に行はるゝ處に於ては避くべからざるものである。それにも拘らず消費組合運動の特殊の事情は、「上より臨む」支配を多く行ふことを、極力好ましからざるものとして居る。消費組合が成功を收めたる一大理由に、「下より實行する」管理及び支配がある。平組合員が權力を喪失することは、此運動の將來に對する僻見を懷かせる原因である。消費組合に於ては普通の消費者と異りて、顧客の利益は所有者及び支配

人の利益と常に必ず一致して居る。斯る利益の分立は消費組合の根本精神に背反することである。

最近五十年間に於ける消費組合運動の驚嘆すべき發展は、從來屢々經濟學者によつて豫言せられたる消費組合企業の限界を斷えず打ち破り、其領域を餘り獨斷的に決定することを人々をして慎ましむるやうになつた。消費組合運動は現在に於ても尙ほ駭々たる進歩を遂げて居る。而して從來資本家企業の不可侵の牙城であると看做されて居た處を攻略して、新しい活動を行して居る。併し乍ら資本家企業の或種の部門に特有の長所が若干存在して居る。之は暫時の間消費組合運動の餘りに急激なる膨脹に對して、抑制の作用を許さざるを得ないのである。斯る長所は既に述べたる消費組合運動の各種の缺點に多く由來するものではない。何故なれば是等の缺點は一層甚しい程度に於てさへも、屢々個人商店が之を共有するからである。それは寧ろ消費組合企業に對するよりも個人商店に對して、多くの重要な點に於て、有利である商業制度の本質に由來することが多いのである。

危険負擔と言ふことは現在の生産界に於て重要な役目を演じて居る。而して個人商店及び營利會社は消費組合よりも企業の危険を引受けるに就て良好の地位にある。消費組合の加入者は、概して營利會社の出資者よりも非常に貧窮して居る。それ故に消費組合の加入者は一般に

其少額の出資が投機事業に使用せられることを餘り喜ばぬ傾向がある。加之、それよりも一層重要なことは、消費組合が出資に對して確定せる利子を支拂ひ而して購買額に準じて本來の利潤を分配する一事が、相應でない危険を引受ける邪魔となるのである。直接幾分か餘分の利潤が分配せられざる限り、消費組合の加入者が、其少額の出資を危険に臨ませることに反對するのは誠に當然のことである。消費組合は、營利會社よりも一層大なる程度に於て安全を期する必要がある。消費組合に取つては、出資に對して確定せる利子歩合を支拂ふ原則を變更することは、極めて好ましからぬことである。それは全運動の最も價値ある特色の一をなして居るのである。而も此顯著なる原則は、營利會社と相異せる分野に消費組合を居らしむるものであると同時に、經濟活動の或部門に於ては消費組合を不利益の地位に立たしむるものである。何時たりとも消費組合の加入者が其出資を引上げ得ることは不況時代に於て消費組合を困難に陥れ勝である。——此事は大戦後の不況時代に幾多の實例の證明するところである。又普通の資本家社會に於ては優先株、普通株、劣後株の方法を以て危険を分散することが出来る。然るに消費組合に於ては其引受けたる危険を必然的に總ての出資者に對して均等に分散せざるを得ないのである。

古より成立せる或種の産業に於ては消費組合が其地歩を堅實にすることが比較的困難である

ものもある。事業が獨占者の掌中に存する場合に於て斯る困難は一層多大である。例へば鐵道業及び運輸業はイギリスに於ては私營事業として起つたもので、消費組合より遙に早く着手せられたものである。鐵道業及び類似事業國實の提案は、此方面に消費組合が進出するよりも實現し易い提案である。次に消費組合に参加せざる富裕なる多數の中産階級によつて貨物が生産せらるゝ場合には、更に制限が加へられる。全國の生産物の大部分は此性質のものである。更に工場及び造船所に於て使用せらるゝ莫大の機械及び原料は、永年の間、消費組合に非ざる方面より産出せられて居る。而して外國貿易の方面に於ても消費組合運動は必然的に制限せられて居る。國際貿易は殆んど全部が卸賣であつて、商人は數千マイルも距つてゐることもある終局の消費者と交渉することが極めて稀である。然るに眞の消費組合は、單に顧客であるのみに止らずして共有者の一人である處の消費者と個人的に接觸することを前提として居る。窮極に於て世界の勞働者は、國際的消費組合運動を成立せしむるに足るだけの團結をなすこともあるだらう。併し乍ら近い將來に於ては、外國貿易は私人の掌中に残るであるだらう。尤も現在に於ても卸賣組合の工場のために原料を獲て居ることは、右の除外例をなすのである。

總て是等の制限は消費組合の職能に對して永久の制限を課するものであると考へてはならぬ。以上述べた困難の或種のもは、現在眼の前に起りつゝある社會組織に於ける變革と共に勢力を弱めることが確實である。ロツチデール・バイオニアースと稱する消費組合が創めて設立せられたる當時に於て、卸賣の全國的組合が出来ることは夢想せられなかつた。而して協同卸賣組合が創立せられたる時、其忠實熱誠なる支持者は、之が將來如何に有力なものとなるかを考へることが出来なかつたのである。それと同じやうに現在に於て將來に於ける消費組合事業に對する正確なる限界を下すことは愚劣なことであらう。

第六章 國際勞働保護法

第一節 國際勞働保護法の進展

國際勞働保護立法の起原は一八一八年まで遡ることが出来る。この年イギリスの社會改革者ロバート・オーエンがアーヘンに開催せられたる神聖同盟の代表者會議に請願書を提出して、勞働時間の制限に關する國際協定の必要を説いたのである。オーエンは「ヨーロッパの勞働階級の爲めに、正常の勞働時間に就て法律上の制限を設くる國際的協定はヨーロッパ諸國の政府の爲すべき最高の義務である」と主張し、同年九月の交、二種の聲明書を公刊した。一つはヨーロッパ及びアメリカの政府に提出し、他の一つはアーヘンの會議に出席せる諸國に提出せ

るもので、そのフランス譯及びドイツ譯が間もなく現はれた。併し乍らオーエンの主張は刻下の問題に没頭せる會議の代表者にとりては餘り縁遠きものであり、何等實際的反響を齎さずして終つた。

其後殆んど四十年を経て一八五七年、オーエンは其歿する少し前に「人類の幸不幸が現在その掌中に存する地球上の権力者へ……捧呈する文」を起草し、翌年五月ロンドンに於て支那、日本ビルマ等をも包む世界の主要政府を召致する國際會議を開催し、彼の健康が許すならば、自ら之に出席して、全人類の幸福と優良なる効果とを齎すべき情勢と平和と協同の裡にまた容易に愉快に、且つ徐々と作り出す方策を説明することを提案した。これは國際協約の形式を以て諸國が労働保護を講ずることを勧告したのである。併し乍ら此提案も亦以前のものと同じ運命に陥つた。而して彼は會議の開催を指定せる一八五八年この世を終つたのであつた。

オーエンに次で労働條件の統制に關する國際協力の思想を主張した者はフランスのアルサス州スタインタールの絹織業者ダニエル・ルグランであつた。彼は一八四〇年から一八四七年に至る間ヨーロッパ諸國の政府に對して労働保護の有效にして適切なる基礎として國際協力を考ふるべきことを勸説した。而して彼は其實行の具體的方法として尠く共兒童労働を禁止すること七日中一日を總ての労働者の休日とすること、總ての労働者は家庭生活を享樂する機會を有す

べきことこれであつた。併しこの提案は何等の注意を惹くことが出来なかつた。彼は後にドイツ、フランス、ロシア及びイタリーの政府に文書を送り、産業活動に對する國際法が社會問題の解決の唯一の方法であり、労働階級に利益を齎し産業上の競争を緩和することを主張した。而して彼は産業上の弊害の主なるものとして無教育、未成熟者の工場労働、過勞、夜業、日曜労働、男女混合、收容所の不備、高齢者の放置を列擧し、これが改善の爲めに、男兒十歳女兒十二歳以下の就業を禁止し、十三歳未満の者の労働時間を一日六時間に限定し、十四歳以上の者の労働時間は一日十時間、食事時間尠く共一時間とし、十八歳未満の男子及び一切の女子の日曜労働及び夜業を禁止し、有害危険なる作業を取締り、成年工の最長労働時間を一日十二時間と限定し、午前五時三十分より早く始業し午後八時三十分より晩く終業せざること、少年工の年齢、教育及び就業記録をなすことを主張した。

國際労働保護法の思想の起原に關してはジェローム・ブランキの名を逸してはならぬ。彼の意見は其著「産業經濟論」に詳しく述べてあるが、彼は産業上の濫用を避け、社會的不調和を改善する唯一の方途は、總ての産業を國民が協定し、統一的法令を採擇するにあることを主張した。

一八一八年は國際労働立法に關するロバート・オーエンの私的活動に關聯して記憶せられて

ふるが、一八五五年は公的活動の始めて行はれた年として記憶せられてゐる。この年九月スイスのグラルス郡委員會からチューリッヒの郡協議會に對して報告書を送り、労働時間と少年労働等に關する國際協定の必要を提起した。此提案は採用せられなかつたが、これに引續きバヴアリアのハーンは博愛協會の大會に對して工業労働に對する國際法の計畫を提出した。それから間もなくブルンチユリの「政治學辭典」の刊行によつて斯の如き思想は一層普及し、一般輿論を喚起した。

一八八六年これより二年前ロンドンに於て創立せられたる國際労働協會——第一インターナショナルとして知られてゐるもの——がジエネバに於て總會を開催し、種々の決議をなした。是等の中には幼少年工に對する労働時間の制限、婦人及び健康を害し易き一切の労働者に對する夜業の禁止、若干の産業に於て必要なる例外を別として、總ての労働者に對する夜業の禁止を要求し、又國際労働保護の必要を宣言した。此インターナショナルは其後數回の總會に於て、國際労働立法の必要を高調したが、十分なる成果を擧ぐるに至らずして、内訌の爲めに崩壊するの已むなきに立到つた。

此前後に於てルイス・ウォロウスキー、ゼー・ペー・デューマ、シエンベルヒ、ゲオルグ・アドラー等の著書による輿論の喚起もあつたが、一八七六年以來スイス聯邦政府に於て國際工

場法制定の運動を企て、一八八一年外交官を以てドイツ、オースリア、ベルギー、フランス、イギリス、イタリアの政府に接近したが、時機尙早で失敗した。フランスに於ても一八八五年以來國際労働立法の具體的計畫を示した。一八八九年には新しきインターナショナルが組織せられ、その前年ヘーグに於て得たる決議を提議し、スイス政府の計畫に賛成し、兒童労働及び夜業の一般的禁止、八時間労働、週休、保健、國際的最低賃銀制度、國內的及び國際的工場監督制度等を含む綱領を採擇した。而して内外の事情は國際労働立法に關する會議の開催に適當と認められたので、スイス聯邦政府は日曜労働の禁止、有害及び危険業務に關する婦人及び少年の使用禁止、工業に使用し得る最低年齢の決定、婦人及び兒童に對する夜業の禁止を議題として、ヨーロッパの重要諸國の政府を招請した。これに對してオーストリア・ハンガリー、フランス、ルクセンブルク、ベルギー、オランダ、ポルトガルは賛意を表し、スペイン、イギリス、イタリアは意見の表明を保留し、ロシアは實行困難を理由として反對し、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーは何等の回答を與へなかつた。スイスは初め出来るならば一八八九年九月會議を開催する心組であつたが、各國の意見を參酌して次年に延期し、一八九〇年五月五日より開催することとした。然るにその年二月に至りスイス政府はこの國際會議の計畫を俄に中止した。それは二月四日ドイツ皇帝が同様の目的を有する會議を計畫したからであつ

た。

ドイツ皇帝は労働者保護に關し二個の詔書を發した。其一はビスマルクに宛てたものであつて、彼はドイツの労働者の状態を改善するに助力を與へる決心を有するが、國際競争による障碍は國際的協商によりて除去し、又は緩和することが出来る。諸國の政府も國際的協商に賛成するものであると確信し、彼はビスマルクに對して労働問題に關する國際會議を開催する任務を託した。別の詔書はベルレプシュ及びマイバッハに宛てたもので、労働保護立法の完成を國是とすることを述べ、一八八三年の労働保險の不完全なることを指摘し、労働時間及び労働條件を統制することが政府の任務の一なることを主張してゐる。

これに基いてビスマルクが諸般の準備をなし一八九〇年三月愈々國際會議を開催した。これに参加せるものはベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、イタリア、ルクセンブルク、ノルウェー、オーストリア、ポルトガル、スエーデン、スイス、スペイン、ハンガリーの十五國であり、鑛山に於ける婦人及び兒童の就業禁止、週休、兒童少年及び婦人に對する保護問題を取扱つたが、この會議は準備不十分であつた爲めに、直接の効果から論ずれば失敗であつた。決議は何れも單なる希望に止り、何等諸國の政府を拘束するものではなかつた。

此失敗の後スイスに於て工業に關係せる國際會議を主唱するものもあつたが、聯邦政府は數次の失敗に意氣を沮喪した形であつた。而も全體に於て一八九一年から一九〇〇年に至る十年間は國際主義の擡頭の時代で、直接労働に關係を有せざる各種の國際會議が相次で各地で開催せられ、また政府は躊躇してゐたにも拘らず、一八九三年チューリッヒに開催せられたる第二インターナショナルの會議に於ては、議會主義と××を防止する爲めのゼネラル・ストライキに關して激しい論戰が行はれた。又國際協同組合同盟の成立したのは一八九三年で、これも國際的互助思想の顯現である。而してこれよりも更に重要なものは、一八九六年ロンドンに開催せられたる第二インターナショナルの大會であつて、無政府主義を中心として激論が行はれたが、結局政治行動を尊重することを宣言し、それは隷屬階級の解放と社會主義共和國の建設の最良の手段であると主張せられた。

其間に於てスイスに於ては國際立法の要望が彌々旺盛となり、一八九六年復々スイス政府はオーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、デンマーク、イギリス、イタリア、オランダ、ノルウェー、ロシア、スエーデン、スペインの諸國と交渉し、國際労働統計局の設立の協定を試みた。此機關の任務は單に労働状態及び立法の報告を各國から蒐集するにあつたが、殆んど何れの國からも賛成の回答を得ることが出来なかつた。然るにスイス労働同盟は非公式の動議

を以て一八九七年四月労働保護に關する國際會議を開催した。これは一八八六年パリに開催せられたる第一回の労働組合大會以來の重要な大規模の會議で、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ルクセンブルク、スペイン、スイス、ポーランド、ロシア、アメリカの十四個國から代表者が出席した。而して日曜休業、少年労働、婦人労働、成年労働、夜業及び有害業務、労働保護の手段に就て議論を戦はし、労働時間に就ては婦人に對して一日八時間、一週四十四時間、成年男子に對して一般に八時間労働とし、各種の工業、鑛山業、交通業、家庭及び農業労働を含む一切の生産的労働に對する監督制度を勧め、労働者の團結權をも確認し、普通選挙に賛成する勸告を採擇した。

チューリッヒの會議と同じ年九月二十七日リエージュ大學教授マハイムによつて從來の何れの國際會議にも劣らず重要な會議が發起せられた。それは國際労働立法會議の名稱を始めて冠せられたる會議で、ドイツからはベルレブシュ、リンダー、シユモラー、ブレンタノ、マイヤー、ゾムバルト、ヘルクナー、ヒツツエ、リーバー等の諸名士、オーストリアからはフィリップovich、フランスからはシャルル・ジード、イーブ・ギョー、ラファロヴィッチ、ストラウス、ポール・ビツク等が出席し、またベルギーからはキリスト教民主主義のフェルフェーゲンが出席した。會議に於てはベルリン會議以後の各國に於ける労働法の進歩、國際労働保護の可能性、斯

の如き法制の實行手段等を研究した。國際労働局の設立は全員の齊しく希望するところであつたが、運用の困難が懸念せられて實現せられなかつた。併しこの會議は無駄ではなかつた。白鉛黄(燐)白の使用を禁止するに至りたるが如きは、此會議の重要な効果であつた。尙ほ此會議眞の大功績は、其委員會の努力によりて後に國際労働立法協會を組織するの動機を作らせたことにある。

一九〇〇年は國際労働運動史より見て誠に記憶すべき多事の年であつた。パリに於ては、第二インターナショナルの大會、國際労働立法協會の第一回の會合、公的扶助慈惠國際大會、國際協同組合同盟、戰時労働扶助國際會議等を始め、大小各種の國際會議が開催せられた。この中に於て吾等にとりて最も重要な會議は、云ふ迄もなく第二インターナショナルの大會と新しき労働保護立法協會の成立とである。

一九〇〇年の第二インターナショナルの大會には三十五箇國の代表者が出席した。其中にはバンダーベルド、カウツキー、ジョーレス、フェリ、アナー・ゲード等の名士があつた。而して會議の中心問題は所謂入閣問題であつて、カウツキーはブルジョア内閣に社會黨員が入閣することは、彼が正當に自黨を代表する限り効果あることを認める、併し乍らこれを代表せざるに至る時は、入閣は却つてプロレタリアートの勢力を削減するものであるとの意見を有した。

然るにプレハノフは勞資間の經濟鬭争に於て内閣が不公正なる行動をなしたと自黨が宣言せる時には、社會主義者はブルジョア内閣より下野すべしと主張した。而して大會は政略上必要なるにあらざれば、資本家階級の如何なる部分とも協同することを階級鬭争は禁止すると宣言した。尙ほ此國際社會主義の團體が永續的團體として成立し、エミール・バンダーベルドが議長カミール・ユイスマンが書記に擧げられたのはこの會議に於てであつた。この團體は普通には國際書記局の名を以て稱せられ、始めブラッセルの民衆館に本據を有し後にヘーグに移轉した。

次に述ぶべきは國際勞働立法協會の創立である。フランスの商務大臣ミランは國際勞働立法の熱心なる賛成者で、一九〇〇年世界大博覽會を機として七月下旬よりパリにその爲めに國際會議を開催することとした。これに集つたものはアメリカ、オーストリー、ベルギー、オーストラリア、ニュー・ジラランド、オランダ、デンマーク、ロシア、ハンガリー、スイス、ドイツ、イギリス、メキシコの諸國の代表者であつた。この會議の最も重要な目的は國際勞働事務局の創設であつて、委員會を組織して諸設の準備を整へ、本據をスイスに置く國際勞働立法協會が一九〇〇年七月二十八日正式に誕生し、バーゼル大學のステフェン・パウエル教授が九月から書記に任命せられた。

この會議に於ては勞働時間を十一時間より漸次十時間に短縮すること、夜業は好ましからざ

るが故にこれを禁止すべきも、これには制限又は除外例を設くる必要あること、監督制度には勞働者の代表をも任命すべきこと、勞働立法の統一は漸次の進化によるべきことを討議した。

この會議の所産である國際勞働事務局の任務並に構成に就て注意すべきことは第一にこれは私的機關である。公的機關とすることが望ましいのであるが、それは同時に政治的、商業的、其他の複雑なる問題を含むを以て、私的機關とするに決したのであつた。次にこの機關の任務は各國の勞働保護立法の蒐集頒布であり、此事務局の活動によりて、協會が諸國の勞働立法を研究し、其統一に努力するのである。而してパウエル教授が第一に始めたる仕事は、この目的の爲めにする諸國の政府との通信であつた。

この協會の成立によつて間もなく諸國に國內的團體が組織せられた。乃ちフランスに於ては一九〇一年三月フランス勞働保護立法協會が組織せられ、社會主義者、資本家、カソリック、プロテスタント、勞働者、傭主等あらゆる階級の者がこれに参加した。又ドイツに於ては社會改良協會が組織せられ、國內に於ける勞働問題、中立的勞働事務局の創設、専門團體の改革等に着手し、プレスロー、ティプツヒ、ドレスデン、ハンブルク、ベルリン等に地方支部が設置せられた。此外スイスに於て同様の國內團體が組織せられたことは言ふまでもないが、オーストリアに於ては國內法の禁止あるにも拘らず、フィリツボヴィツチの努力によりて同様の團

體が成立し、又イタリアに於てもピサ大學のトリオ教授の主唱によりて同様に組織せられた。

一九〇一年の第一回代表者會議は九月下旬バーゼルに於て開催せられ、フランス、イタリア、オランダ、スイスからは公式代表が派遣せられた。而して此會議の主要なる題目は四つある。其一つは有害危険業務に關する諸國の法令の研究で、第二にこれにマッチ製造に於ける白(黄)燐の使用及び白鉛使用の問題があつた。次に第三の問題は婦人の夜業で、第四の問題は外國勞働者の待遇に關する問題であつた。

一九〇二年九月下旬この協會はコローンに於て第二回大會を開催した。この大會に對しては前回よりも多數の公私の代表者が派遣せられ、婦人夜業と有害料品の使用との問題が論議せられ、委員を任命して次回までに十分なる研究を爲さしめることとした。

一九〇四年四月イタリアとフランスの間に相互の勞働者の待遇に就て條約が締結せられ、續いてイタリアとスイス、これより稍後れてイタリアとドイツとの間にも同様の條約が締結せられた。これは國際勞働保護の上に於て特記すべき收穫であつた。併し乍らその進歩の速度は必ずしも總ての人々の満足を買ふに至らなかつた。其處で八月のアムステルダムに於ける第二インターナショナルの大會に於ては、社會改良主義に反對の議論がなされた。その決議の誘因はミルランがワルデック・ルツソー内閣に入閣せるに對し、急進主義者が慍らざりし事に端を發

してゐる。併し乍ら其處にはまた革命的政策に反對する意見も行はれ、内部に於ける思想的分派を漸く顯著ならしめるに至つた。

此大會の閉會後間もなくバーゼルに於て國際勞働立法協會が其の第三回の代表者會議を開催した。これには十一箇國が正式の代表者を派遣した。而して會議は産業害毒、婦人及び兒童の夜業、家内工業、社會保險を問題を擧げて研究した。この内社會保險に關聯してイタリアがドイツと條約を締結して均等の待遇を相互の勞働者に確保したのは著しい發展であつた。

一九〇五年のベルン會議は國際勞働立法に於て忘るること能はざる進歩を劃したる會議であつた。一九〇五年五月八日より十七日に至る右の會議はスイス聯邦政府の招請によるもので、十五箇國が代表者を派遣して次の二つの事項を議した。その一はマッチ製造に白(黄)燐の使用を禁止することで、その二は婦人の夜業禁止の問題であつた。何れも容易に解決し難き問題であるが、前者に就ては日本がスエーデン、ノルウェー、ハンガリー等の國に對してマッチ製造に於て有力なる競争國であるが、對ロシアとの戦争の爲めにこの會議に参加し得ざるが故に一層その解決を困難ならしめた。併しそれは一九〇七年十二月末限り日本が正式にこの會議に参加する場合に、效力を發揮せしむることとして、切抜けられた。

併し乍ら第二の夜業の禁止の問題は、諸國の立法の區々なる爲めに、解決が頗る困難であつ

た。蓋し最低年齢法令適用工場の範圍に高低廣狹の差異が甚だしかつたからである。而も條約案に於ては年齢又は適用工場の差異を一切認めず、一般に工業的企業に於ける婦人の夜業を禁止することとし、又夜間と稱するは午後十時より午前五時に至る間とし、唯此條約の適用に就ては實施後三年間を限り猶豫期間を許容するのみであつた。

是等の條約案の中白燐の使用禁止の條約案に對してはイギリスとノルウェー以外の國が盡く調印を了したが、夜業禁止の條約案に對してはオーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリー、オランダ、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スイスの十一國は調印をなしたが、イギリス、ノルウェー、スエーデン、デンマークの諸國は調印を拒絶した。是等の條約案の條項は、今日より觀察すれば何等特別のものではないが、國際勞働立法に或種の標準を示したものととして誠に價値が多いことを認めなくてはならぬ。尙ほそれは後の一九一九年のワシントン會議に於ける論題の基礎を形成したものである。

其後一九〇五年から一九〇七年に至る間に於ける國際勞働立法の促進は、ルクセンブルクがドイツとの傷害保險條約を締結し、一九〇六年に入つて、フランスが勞働保護國際協定の創案者となり、又フランスとベルギーとの間に傷害保險條約が締結せられ、イタリーとの間に傷害扶助に關して協商が行はれ、ルクセンブルクとの間に又傷害保險條約が締結せられた。尙ほ一

九〇六年九月には前年同様ベルンに於て國際會議を開催し、前述せる二個の所謂ベルン條約案の調印を促進せしめることとした。

このベルンの國際會議が終了すると間もなく、國際勞働立法協會の第四回代表者會議が一九〇六年九月下旬ジエネバに開催せられた。前回の會議以後イギリス、アメリカ、デンマーク、スペインにも支部が設立せられ、この會議には十二支部が代表せられ、兒童勞働、産業害毒、少年工の夜業、最長勞働時間、家内工業、保險の六問題を討議し、實行可能の範圍に於て驚嘆すべき標準を作成した。

この會議の閉會と僅に一日を隔てて十月一日より失業問題を考究する爲めに、ミランに於て國際會議が開催せられた。この會議は失業の原因を除去することを圖らないが、公設無料の職業紹介所の設立、勞働者の設立せる聯業紹介所に對する補助金の交付、國際職業紹介所事務局の設立を提案した。

一九〇七年第二インターナショナルは世界に於ける總ての社會黨の代表者を以てシュツツトガルトに會議を開催した。此會議に於ては社會黨と勞働者の團體との協力の利益を認め、プロレタリアートの解放の爲めに相互に援助することが義務であることを宣言した。國際勞働立法協會の第五回總會は一九〇八年九月末ルツェルンに於て開催せられ、議題は多數であつたが、

少年工の夜業禁止婦人の労働時間制限等があり、炭坑労働者に対する八時間交替制の勧告があった。一九〇九年にはイギリスとフランスとの間及びハンガリーとイタリアとの間に傷害保険條約が締結せられ、一九一〇年、ルガノに於ける國際労働立法協會の第六回總會は國際失業協會との協力の必要を宣言し、また最長労働時間、兒童労働、外國人に對する社會保險の適用、労働法の施行、産業害毒等あらゆる重要な労働問題に討議は觸れ、一九一三年最終決定したる工業に於ける少年の使用禁止に關する國際協定も此時原案が作成せられたのであつた。

一九一一年に於ける國際労働立法史上の重要な事件は、フランスとデンマークとの間に協定を締結し、労働者保護法に關する紛争はヘーグの仲裁裁判に付することとしたこと、スエーデンとデンマークの私設疾病保險機關の間に加入者の移動を認めるに至つたことが挙げられる。次に國際労働立法協會の第七回總會は一九一二年九月チューリッヒに於て開催せられたが、此頃より討議の主題は多く技術的問題となり、例へば特殊の業務に従事する労働者の保護、賃銀裁定局の監理、労働者の移動及び死亡統計等に就て討議が行はれた。

最後にヨーロッパ戦争以前の最も重要な會議は一九一三年九月のベルンの國際會議であつた。此會議の議題は、十六歳未満の者の工業に於ける夜業の禁止と、婦人及び少年工の一日十時間労働制の制定との二つであつた。これが爲めに國際労働事務局は苦心を重ねて準備をなし

た。而して決議に於ては少年工の年齢を十六歳とし、十四歳未満の者の就業は絶対に禁止し、夜とは午後十時より午前五時迄の時間とし、婦人に於ては十六歳を此の法令及び一九〇六年のベルン條約に於ける制限年齢と定めた。次に第二の問題に就ては労働時間を十時間以下と定めた。而して何れにも若干の特別の場合にこの規定の適用を免除するのである。併し乍らヨーロッパ戦争の勃發は是等の保護法を一切空文に歸せしめて終つた。

第二節 ヨーロッパ戦争と労働憲章

ヨーロッパ戦争によつて何れの國に於ても殆んど例外なく人類の歴史に於ける最大の非常時として労働保護法規をも無残にも破棄し、一切の労働立法に關する進歩的綱領を中止せしめ、國際會議も停頓せざるを得なくなつた。一九一五年の國際労働組合聯盟の大會はサン・フランシスコに於てアメリカ労働聯盟の大會と同時に開催する計畫であつたがこれは實現せず、第二インターナショナルの大會は一九一四年八月下旬ウィーンに於て開催の筈であつたが、八月下旬パリに開催することとなつた。併しそれは勿論國際的性質を有するものではなかつた。國際社會主義事務局の仕事もエミール・バンダーベルドがベルギーの戦時内閣の閣員となつたので中絶することとなり、尙ほその本據はブラッセルからヘーグに移され、オランダの中立社會主

義者の手に管理せられることになつた。

ドイツのベルギー侵略はヨーロッパ戦史に暗點を印したが、これは國際社會主義の勢力の試練であつた。何れの國に於ても労働階級は戦争を支持し、祖國防衛に赴いた。ベルギーの労働黨は總ての非戦運動を中止し、八月に至り戦争が防衛上止むを得ざるものであると云ふ宣言書を公布した。この一方ドイツに於ても大多數の社會主義者は戦争を支持し、戦時豫算に反対せるものは社會黨員中極めて少數に過ぎなかつた。フランスに於ても急進的サンヂカリストが戦争を支持し、ジュール・ゲード、マーセルセンバの如き入閣反対論者もドイツに對して宣戦が布告せられて間もなく閣員となり、アルベール・トーマス後に軍需大臣となつた。

イギリスに於ても労働黨は戦争を始めよりは認し、一九一五年五月成立せる聯立閣内には三名の黨員が参加した。アスクイス内閣に次ぐロイド・ジョージ内閣に對しても、彼等の態度には變化が無かつた。而して労働者のストライキ權を剝奪する軍需法令は斯の如き内閣によりて提案せられたのであつた。此法令は又労働者が裁判所の許可を得ずして去る自由をも奪ひ去るものであつた。ハンガリーに於ては社會労働黨は代議士を有しないからその感情を知ることが出来ないが、オーストリアの社會民主黨は明らかに戦争を支持した。アメリカの労働聯盟も亦戦争に關する政府の政策を支持した。この間に於て例外をなすものはイタリーとロシアとの社

會主義者のみであつた。殊にイタリーの社會主義者は戦争に反対するのみならず、總ての國に於ける社會主義的勢力を再び結合する努力を拂ひ、チンメルワルドの會議を開催せしめたのも彼等であつた。この會議はドイツ、フランス、イタリー、スエーデン、ノルウエー、ポーランド、ロシア、オランダ、スイス、バルカン諸國の代表者を含み、その思想傾向は區々であり、従つて決議は不徹底なるを免れなかつたが、尙新しいインターナショナルの創立に對する功績を荷ふたのである。

戦時に於て法律的抑制が一時中絶するに従ひ、労働の標準は漸次破壊せられた。軍需工場に於ては労働時間が延長せられ、疾病數が増加し、殘業が極端に行はれた。イギリスに於ては一九一五年軍需工場に於ける各種の労働事情を調査するために、特別の委員會が組織せられた。フランス及びアメリカに於てもこれと同一の傾向を示した。

戦争が開始せられて間もなくスイスとアメリカの社會主義と労働者との國際會議を開催する必要を訴へたが實現しなかつた。然るにノルウエー、スエーデン、デンマルク及びオランダを含む中立國の社會主義者は一九一五年一月コペンハーゲンに於て會合をなし、二月にはイギリス、ベルギー、フランス、ロシアの代表者を以て聯合國社會労働會議を開き、四月には同盟國の社會主義者がウィーンに會合した。これ等の會合に於てはヨーロッパ戦争を資本主義××で

あると非難し、國際調停、軍備撤廢、民主政治を基礎とする平和等を要望した。

戦時に於て總ての交戦國を含む最初の國際會議は一九一五年九月、スイスのチンメルワルドに於て開催せられた。イギリスからは政府の干渉によつて代表者の旅券が交付せられなかつたので出席出来なかつたが、フランス、イタリー、ブルガリア、オランダ、ルーマニア、ポーランド、スエーデン、ノルウエー、デンマーク、ドイツの諸國から代表者が派遣せられた。この會議の目的は、平和の爲めに労働階級が共同の行動を執るにあつた。次で其翌年一九一六年四月、スイスのキエンタールに於て又會合が行はれた。これは戦時に於ける第二回の國際會議であつた。イタリー、スエーデン、ロシア、ドイツから代表者が集つたが、この會議は革命的色彩を有し、宣告書には各自の國に於て××を喚起し、××に反對し、即時休戦し、あらゆる形の國內の××に反抗する××鬭争を勧めた。

ヨーロッパ大戦が勃發して間もなくアメリカ労働聯盟は、平和會議と同時同所に於て、各國の労働組合の代表者を以て國際労働會議を開催する提案をなす決議を採擇し、執行委員會は國際労働組合聯盟及び各國の全國的労働組合にこの決議を送付した。この提案はカナダの労働組合會議及びフランスの労働總同盟の賛成を得、イギリスの労働黨の参加を得て、最高協議會を開催し、一九一六年七月リーズに於て國際労働會議を開催した。この會議は講和條件が單に國

民の政治的並びに經濟的獨立を保證するのみならず、労働者の團結權、移住、社會保險、労働時間、保險及び及び國際間の資本家的競争の攻撃から安全なる爲めの、労働保護に關する精神的並びに物質的最低限度の保障を労働者に與ふべきことを決議に於て聲明した。この外社會保險、労働移住、労働時間及び安全に關する立法を監督する爲めに國際委員會を設立し、又各國に於ける労働統計の蒐集頒布をなす爲めに、國際労働局を設立することを要求し、この綱領を實行する機關として國際労働立法協會を推獎した。斯の如き決議は十月末各國の労働組合及び總ての労働團體に送付せられた。

一九一七年の初めに於てアメリカ社會黨はインターナショナルの本部が移轉したストックホルムに於て大會を開催することを提案した。併し乍らこの會議は聯合國政府の干渉によつて成立せず、シャイデマン、ユイスマン、トロエルストラ等が非公式に會合したに過ぎなかつたが、而もこの會合によりて國際會議の前途に光明を認めることが出來た。其一方に於てイギリスのヘンダーソンがソビエト共和國を訪問し、大陸の労働指導者と會見したる結果、國際會議の開催に就て意見の一致を見、一九一七年六月下旬より七月上旬に互りストックホルムに於て一大國際會議を開催することになつた。大會の招請狀はドイツ、オーストリー、ハンガリー、イギリス、フランス、ベルギー、アメリカ及び其他の團體によりて受理せられたが、アメ

リカ、フランス、イギリス及びイタリアに於ては旅券を交付しなかつたので、會議は遂に延期せられた。この前後に於てチンメルワルド及びキエンタールの會議に参加せる社會主義者が同じくストックホルムに於て會議を開催したが、國際労働運動に重要な意義を有するものではなかつた。

國際労働運動に重要な影響を與へたるものは一九一七年十月のベルンの會議であつた。この會議はドイツ、オーストリア、ハンガリー、ボヘミア、ブルガリア、デンマーク、ノルウェー、スエーデン、オランダ、スイス等の労働團體の代表者が参加し、労働保護立法の十分なる施行を要求し、國際労働立法協會は労働立法の促進及び施行の機關として、平和條約に於て公然と承認せられ、國際労働組合聯盟は國際労働局に代表者を選出し得ることを要求した。これより前一九一七年八月及び一九一八年二月ロンドンに於て聯合國側の労働會議が開催せられ、××反對を決議し、又失業を緩和する爲めに公共事業を調節することを議する會議を開き、政府の會議に労働者が代表を派遣し得ることを要求し、これを實行する爲めにイギリスのヘンダースン、フランスのトーマ、ベルギーのバンダーベルドが委員に擧げられた。

一九一八年十一月十一日休戦以來、講和會議に關する準備が整へられ、翌一九一九年一月十八日より正式に講和會議が開催せられた。而してその後一週間を経て國際労働立法調査の爲め

に委員會が組織せられた。この委員會は五大強國及びベルギーより各二名、他の三國より各一名、合計十五名の委員より成り、ゴンバースを議長とし、前後三十五回の會合を重ね、三月二十四日其仕事を終了したが、委員會は平和條約に國際労働機關の創設、労働の根本的權利たる九箇の原則を聲明することを勧め、これに従ひ平和條約第十三編が成立した。

平和條約第十三編即ち所謂労働篇の前文は次の如くである。

「國際聯盟は世界平和の確立を目的とし而して世界平和は社會正義を基礎とする場合に於てのみ確立し得べきものなるに因り

多數の人民に對する不正困苦及び窮乏を伴ふ現今の労働状態は大なる不安を醸生し、延いて世界の平和協調を危殆ならしむべきに因り、彼の労働時間の制定殊に一日又は一週の最長労働時間の限定労働供給の調節失業の防止、相應の生活を支ふるに足る賃銀の決定、労働傷害及び疾病に對する労働者の保護、兒童年少者及び婦人の保護、老年及び廢疾に對する施設、自國外に於て使用せらるる労働者の利益の保護、結社自由の原則の承認、職業及び技術教育の組織等の如き手段を以て、前記労働状態を改善することは刻下の急務なるに因り

一國に於て人道的労働條件を採用せざるときは、他の諸國の之が改善を企圖するものに對

し障碍となるべきに因り

茲に締約國は正義人道を旨とし、世界恒久の平和を確保するの冀望を以て、左の諸條を協定す。」

と宣言し、労働の一般原則に就ては労働篇第四百二十七條に於て次の如く述べてゐる。

「締約國は産業に従事する賃銀生活者の身體上道德及び智能上の福祉は最重要なる國際事項なりと認め、此の大なる目的の爲め茲に國際聯盟の機關と相俟ちて第一款に規定する常設機關を組織せり。

締約國は氣候、慣行及び習俗、經濟上の機會並に産業上の因襲の相異は、労働條件の劃一を急速に實現することを困難ならしむるものと認む。然れども締約國は現に労働が單なる商品と看做さるべきものに非ずと認むるが故に、労働條件を規律する方法及び原則にして、一切の産業國が各自の特殊事情の許す限り之が適用を力むべきものの存するを認む。締約國に於ては右方法及び原則中、左に掲ぐるものを以て特別且つ緊急の必要あるものと認む。

- 一、労働は單に貨物又は商品と認むべきものにあらずとの前記の基本原則。
- 二、使用者又は被用者が一切の適法なる目的の爲め結社するの權利。

三、其時及び其國に於て相當と認めらるる生活程度を維持するに足る賃銀を被用者に支拂ふべきこと。

四、一日八時間又は一週四十八時間の制を實行するに至らざる諸國に於ては、之を其到達の目標として採用すべきこと。

五、日曜日を作るべく包含し二十四時間を下らざる毎週一日の休息を與ふるの制を採用すべきこと。

六、兒童労働を廢止すべきこと及び年少者の労働に對し其教育を繼續することを得且つ身體の正當なる發達を確保すべき制限を設くべきこと。

七、同一價値の労働に對しては男女同額の報酬を受くべき原則。

八、各國が其法令に依り定むる労働條件に關する標準は、適法に其國に居住する一切の労働者に對する衡平なる經濟上の待遇を確保すべきこと。

九、各國は被用者の保護を目的とする法令を勵行する爲め監督の制度を設け、婦人をして之に参加せしむべきこと。

締約國は前記の方法及び原則を以て完全不易のものと主張せずと雖、右は國際聯盟の政策を指導するに適切なることを信じ、若し國際聯盟國たる各産業國にして之を採用し且つ妥

當なる監督の制度に依りて其實行を保障するに於ては、必ず世界の賃銀生活者の上に恒久の福利を齎すべきことを疑はず。」

と云つてゐる。この九箇の箇條は所謂「労働憲章」である。而してこれは單に一般原則を抽象的に宣言したるに止り、具體的實現はこれを國際労働總會に譲つたのである。

この労働憲章は進歩的見解を有するものにとりては甚だしく微温的であり、不完全なるものであるかも知れないが、而もこれは百年の久しきに亙る労働者及び労働團體の努力によりて漸く得られたるものであつた。而して委員會に於て具體的決定をなすまでには國際労働機關の組織及び權能に就て種々の討議が行はれたのであるが、其主要なるものは、第一に平和條約に労働問題に關する規定を挿入するに就ては、労働保護の一般原則を宣言すべきか、常設機關を創設するのみで他はこれ一任すべきか、第二に政府代表の數を一名とすべきか二名とすべきか、第三に國際労働總會に於て採擇せる決議は如何なる程度に諸國に對する拘束力を有せしむべきかこれであつた。

第一の點に關してイギリスの提案によれば労働機關の憲法のみを示し、リーズ及びベルンの會議に於て決定せられたる労働保護の實質を形成する條項が缺けてゐたが、これに就てはフランスがその挿入に努力し、兩者の要求を容れ、而もこの原則は各國に施行の義務を負はずもの

にあらずして單に施政上の指針を示すに止めた。次に第二の國際労働總會に於ける代表の數に就てはイギリスとベルギーとは政府二、傭主及び労働者各一の投票權を與ふべきことを主張し、フランス、イタリー、アメリカは民主主義を實現するには三者對等の權利を有せざるべからずと主張した。兩者の主張は容易に緩和せられず、僅かの票數を以て前者の主張が通過したのである。而して第三の點に就ては諸國に於ける困難なる事情と總會の決議の性質とに鑑み、條約案と勸告の二つとし條約案に就ては各國政府がこれを施行する義務あることに爲さんとする意見がイタリーの代表によりて唱へられたが、これはイギリス、アメリカ及び日本の反對によりて撤回せられた。

労働憲章に就ては改めて論ずることとして、此處には先づ其後に於ける國際會議に瞥見を與へよう。

戦後に於けるインターナショナルの大會は一九一九年二月ベルンに於て開催せられた。而してドイツ、オーストリア、オランダ、イギリス、フランス、其他二十箇國より代表者が送られイギリスのヘンダースン、マクドナルド、ドイツのハーゼ、カウツキー、アイスナー、フランスのロンデー、トーマ、ルノーデル、ベルギーのユイスマン、アイルランドのオプライエン、オランダのトロエルストラ等が出席した。この會議に参加を拒絶したものはノルウエー、スイ

ス、イタリー、セルビア、ルーマニア、ロシア其他であり、殊にロシアの共産黨はこれを黄色インターナショナルとして烈しく攻撃した。而して會議の問題は戦争の責任、國際聯盟、領地問題、捕虜の處置、ロシアの事情、労働憲章であり、就中、國際聯盟と労働憲章とが最も緊切の問題であつた。會議は政府の代表に非ずして民衆の代表たるべき民主的團體を希望し、常備軍のみならず漸次一切の軍備を徹廢し、自由貿易、海洋の國際的統制、交通の自由を確立し、原料及び食料品の世界的配給制度を勧め、ヘンダーソン、スノーデン、トーマス等イギリス労働黨の代表は舊來の武装による勢力均衡の思想を極力排斥してゐる。完全なる軍備徹廢が彼等の眼目であつたのである。又マクドナルドはインド及びアイルランドの自活を主張した。

最も緊切で直接の問題は労働憲章であつた。彼等の要求には初等義務教育、無料高等教育、八時間労働、三十八時間繼續の週休、婦人夜業禁止、十六歳乃至十八歳の年少者の六時間労働、社會保險、團結の自由、職業紹介所の設立、労働統制の國際化を圖る恒久事務局の創始等を包含した。彼等は更に移住の自由を要求し、また賃銀制度の弊害を認める一方に於て労働組合及び國家の干渉を以て改善矯正し得ると云ふ見解を執つてゐる。

次に一九一九年三月二日以來所謂第三インターナショナルがモスコウに會議をなした。これには僅に卅二名の左記の代表がドイツ、ハンガリー、スエーデン、ノルウエー、ブルガリア、

ルーマニア、フィンランド、ウクライナ、アルメニア等の十二箇國出席せるに過ぎなかつたが、正式の代表の外に投票權を有せざる社會主義がアメリカ、イギリス、フランス、スイス、オランダ、ボヘミア、トルコ、ユーゴスラヴィア、ペルシア、朝鮮から出席し、ロシアからはレーニン、トロツキー、チチエリン等が出席した。此會議の最も重要な所産は宣言書であつて、現代共產主義者の××的精神を、迫力に富める言辭を以て記録せるもので、現存秩序に敵意を有しヨーロッパ戦争の禍源は××主義にあると述べて居り、又それは經濟生活の國家統制を主張してゐる。

最後に此頃國際労働運動に重大なる意義を有せるものは、國際書記局の改造であつた。戦争の勃發が舊來の國際労働組合聯盟の崩壞の原因であり、ドイツのカール・レギエンに代つてオランダのウードゲストが臨時書記となり、休戦と共にアムステルダムに於て七月下旬から會議を開催することとなつた。會議に於てはドイツの加盟團體の不逞が戦争の眞の原因であるとの意見があり、激しき討論の末、終にこの聯盟を瓦解に導き、一九一九年七月二十八日新しき國際労働組合聯盟が成立し、會長にはイギリスのアップルトン、首席副會長にはフランスのジュイオー、次席副會長にはベルギーのメルテンスを挙げ、尙ほ會計にはウードゲスト、主事にはフィンメンを挙げた。而して委員を任命して労働憲章を研究し、それに不満の意を示したが、

國際労働機關のワシントン會議には、其の計畫に對して必ずしも賛成し難いが、労働憲章は團體の基礎となると考へるが故に、彼等はこれを支持した。

最後に第二インターナショナルは一九一九年八月ルツエルンに於て會議を開催し、ドイツ、ロシア、オーストリア、ハンガリー、の國際聯盟加盟承認、徴兵制度の廢止、ロシア封鎖の解除等を要求し、改造に就ては一九二〇年二月のジェネバの會議に譲ることとした。

第三節 國際労働機關と労働總會の經過

平和條約第十三編、乃ち所謂労働編の前文と、第四二七條に掲げたる諸原則、乃ち所謂労働憲章とによつて國際労働機關は組織せられ、活動の範圍を確定せられるのである。國際聯盟は世界の平和を目的とし、世界の平和は社會正義の上のみ建設せられる。然るに現在の労働状態はこの國際聯盟の目的成就を困難ならしむるものであり、労働状態の改善は國際的に協力することを必要とするが、現在特に緊要なるものは、労働非商品の原則労働者の團結權相應の賃銀の支給八時間労働、週休、兒童及び年少者の保護、男女同額賃銀の支給、内外國人均等待遇監督制度の改善の諸點である。

國際労働機關は以上の目的を以て生れたる國際聯盟の一機關である。既に述べたるが如く國

際労働保護の原則は強制的原則に非ざるが故に、各國は締盟によりて直にこれを施行すべき義務を負ふものではない。併し乍らこれは労働に關する世界的標準を示すものとして頗る重大なる意義を有する。平和條約によりて國際聯盟が組織せられ、國際労働保護の原則が樹立せられ、國際労働機關が創設せられたることは、社會正義に對する劃期的進展である。而して斯の如き進展が成就せられたるに就ては凡そ三つの動機があつた。其一は總ての國民がヨーロッパ大戦の經驗によつて、××の排斥すべきことを學び、平和と協調とを欣求し、正義人道の理想を奉ずるに至りたることである。第二は戦後に於ける經濟上及び社會上に起る復興事業の爲めに労働階級の努力を必要とし、これが爲めにその福祉の増進と能率の増加とを圖るに至りたることである。其三は戦争に参加したる労働階級は直接干戈を交へたるものも、國內の軍需産業に従事したるものもその地位を自覺し勢力の發展をなし、從來官僚政治家並に資本家階級を國家的結合の主力となしたる國家組織が××を生じ、労働階級が新なる主力となりたることである。而して一九一四年のアメリカ労働聯盟の提議、一九一六年リーズの國際會議、一九一七年及び一九一九年のベルンの國際會議によりて、労働階級の要求が具體化せられ、また講和會議の國際労働立法委員會に於て採擇せらるゝに就ては、ロシアを中心とする革命運動の影響を看過することが出来ない。

國際勞働機關は國際勞働總會、國際勞働局及び勞働理事會の三つより成つてゐる。

國際勞働總會は平和條約第三八九條により少くとも毎年一回必ず開會せられることを必要とする。而して随時に臨時總會を開くことも出来る。定期の總會は現在に於ては大體五月から六月に開かれる慣例になつてゐる。總會の場所は國際聯盟本部の所在地であることを原則とする。但し前回の會議に於て多數を以て議決せらるれば、其場所を變更することも出来るが、從來の例を見れば第一回總會がワシントンで開催せられ、第二回總會がゼノアに開かれたる外、毎回ジエネバで開催せられてゐる。毎年一回必ず開かれるに就ては、遠隔の國の代表者にとりて費用及び打合せの爲めに不便が少くない。それ故に一九二二年の第四回總會に於て隔年一回の開會に改正する提議が行はれたが、この説は容れられず、その代り總會の審議を慎重にし二讀會の主義を執ることにした。

勞働總會に對して締盟國は政府代表二名、傭主代表一名、勞働代表一名、合計四名の代表者を出席させる。各代表は獨立平等の投票權を有し、それは必ずしも一國として一致する必要はなく、現に別行動を執ることが少くない。併し乍ら傭主代表又は勞働代表の何れか一方が任命せられない時は、他の一方の代表は發言權を有するも投票權を有しないことになる。(條約第三八九條及び第三九〇條) 各代表は顧問を隨伴することが出来る。その數は各議題に就き二名を

超ゆることを許さない。婦人問題に就ては顧問の中一名は婦人たることを必要とする。顧問は總會に於て發言權を有するが、投票權を有するものではない(條約第三八九條)。顧問は本來各問題に對する専門家たるべきであるが、勞働代表の顧問は勞働組合の勢力又は意見の均衡を保つ手段にせらるゝことがある。

代表の選任に就ては政府代表は政府が直接任命すること勿論であり、その手續は簡單であるが、傭主代表と勞働代表とは傭主又は勞働者を最もよく代表する産業上の團體が存在する場合に於ては、該團體との協議により政府がこれを任命することになつてゐる(平和條約第三八九條)。此處に協議と云ふは双方の意志が合致することを云ふのであつて、一致せざる場合にも政府が勝手に任命し得るのではない。この場合には結局任命が不可能となる外ない。次に最も代表的なる團體が存在せざる場合には如何なる處置を執るべきか。これに就て原案者は現在斯かる團體が最も幼稚の状態に於てすら存在せざる國は甚だ稀であらう、併し全く存在せざる場合には政府は自己の責任に於て任命し得るであらうと云つてゐる。尙代表選任に就て適法ならずと認めたる場合には、總會はこの者の出席を拒絶することが出来る。而して從來勞働代表の資格に就て屢々異議が繰り返された。日本の勞働代表は第一回總會より第五回總會に至るまで、第二回を除く外常に問題が起り、政府の任命手續を非難する意見が相當有力であつた。イタリ

一の労働代表は第五回總會に於て非難せられ、オランダの労働代表に就ては第三回労働總會に於て異論があり、又イギリスの労働代表に就ては第九回労働總會に於て異論が行はれた。

締盟國の代表者が組織する會議に於て議題を取扱ふに就ては、事務局の條約案を基礎として審議すべきかを決定し、又總會がこれを直接審議するか、委員會に付託すべきかを決定する。多くの場合に事務局の提案を基礎とし、又先づこれを委員會に付託して審議するのである。然る上總會に於て本決議をなし、條約案及び勸告が成立するには出席せる代表者三分の二以上の多數を得ることを必要とする。

條約案の外に效力の薄弱なる勸告の作成をなすに至つたのは、アメリカの加盟を前提としたからである。總會の決議は總て條約案たらしむるのが、國際労働機關の立案者の意思であつたが、これは聯邦政府が他國と條約を締結する権能無き場合があり、アメリカの加盟の障礙となることを慮り、現在の如く決定したのであつた。

労働總會の決議に對し直に締盟國を拘束する效力を有せしむべしとの意見は講和會議に於ける労働立法委員會に於て相當有力であつた。併しそれは締盟國の主權を輕視するものとして平和條約第四〇五條の中に次の如く決定せられた。即ち「締盟各國は労働總會閉會後一年以内に立法其他の措置を執るがため右の勸告又は條約案を其事項に就て權限ある機關の議に付すべき

ことを約す。但し已むを得ざる事情のため、右期間内に其議に付すこと能はざる時は成るべく速に、且つ如何なる場合に於ても労働總會後十八箇月を超えざる期間内にこれをなすことを要す」と云つてゐる。此處に權限ある機關と云ふのは、原案に於ては明白に議會と書したのであり、多くの國に於てはこれを議會と解釋せるにも拘らず、我國に於ては樞密院なりと曲解し、これがために第六回及び第七回の労働總會に於て議論が行はれた。

條約案を批准せる國は誠實を以て之を實行することに努力すべきである。國際労働機關はその實行を督勵し、違反せるものに對して制裁を加へる。而して平和條約第四〇九條以下にこれを規定してゐるが、制裁には申告と異議との二種がある。申告とは政府が條約を實行せざる事實を傭主又は労働者の産業上の團體が認めたる時労働理事會に申告し、政府から辯明書の提出を勸誘することを云ふのである。次に異議とは一國から他の國から他の國に對して労働理事會に宛て爲され、労働理事會は相手國の辯明に十分の理由を認めざる時は、國際聯盟事務總長に對して労働審理委員會の設置を求め、これに勸告を發するのであるが、最後の審理機關としては常設國際司法裁判所がある。而して此判決は最終的である。

次に國際労働機關の一部を形成する第二のものに國際労働局がある。労働總會が毎年數週間に亘りて開催せられ、條約案を議決するに就ては、その重要性に鑑みて十分なる調査と準備と

を必要とする。斯の如き目的の爲めに設立せられたのが、この常設的事務局である。平和條約第三九六條は國際労働局が労働總會の會議事項を準備し、國際條約締結の目的を以て労働總會に提出せんとする事項の審査をなすべきことを規定する。此外國際労働局は労働者の生活状態及び労働条件の國際的調節に關する一切の情報を蒐集配付し、此外労働總會の命ずる特別の調査をもなすべき職能を有する。

國際労働局には局長、副局長の下に三十六箇國の國籍に分れる三百九十餘人の局員がある。此中百六十餘人は婦人である。而して内部組織は總務課の外、内政、外交、調査、情報連絡の四部に分れ、更に十七課に細分せられ、労働立法、労働統計、婦人兒童労働、經濟状態、移民及び失業、社會保險、農業、産業保健、産業安全、ロシア事情、土民労働、海事、總會準備、連絡、情報、資料等の諸課又は諸係がある。局長は労働理事會がこれを任命し、その指揮を受けて職務を行ふのであるが、創立以來フランス人アルベール・トーマがその任に當つた。彼はアムステルダムに本據を有する國際労働組合聯盟の中心人物であり、本國に於てはヨーロッパ戦争中軍需大臣に任せられ一時ロシア大使をも務めたことがある。局長としての彼は公平無私各種の事務を處理するに快刀亂麻の敏腕を揮ひ、又東奔西走、文字通り席の温まるを知らぬ有様である。併し不幸にして彼が一九三二年五月七日卒去したる後はイギリス人ハロルド・バト

ラーがその地位を襲つた。彼は久しく副局長としてトーマの活動を助けたる穩健着實なる好紳士であるが、労働機關に關するイギリス案の起草をなす外、労働機關の今日ある基礎を築きたる功績より見るもその昇任は當然である。

以上は局の内部の組織であるが、此外各國の労働状態の調査及び情報連絡の爲めに支局と通信員とを設置してゐる。一九三〇年に南京に支局が新設せられ、一九三一年にベルグラード（ユーゴスラヴィア）とブエノスアイレス（アルゼンチン）とに通信員が新設せられたので、従來のロンドン、パリ、ワシントン、ローマ、ベルリン、東京、デーリの各支局、ブラツセル、ブカレスト、ブダベスト、マドリッド、ブラーグ、リオ・デ・ジャネイロ、ウイーン、ワルソウの各通信員を加へて、八支局、十通信員が世界各地にありて、國際労働立法促進の爲めに耳目となり手足となつて活動してゐる。

國際労働機關の一部を形成する第三のものに労働理事會がある。労働理事會は平和條約第三九三條により現在二十四名より成つてゐる。この中十二名は政府側、六名は傭主側、六名は労働側からの選任で、任期は三年、労働總會に於て三方面の團體が選任するのである。而して労働理事會を構成する政府側の理事十二名中の八名は、八大産業國、即ちイギリス、フランス、ドイツ、イタリー、ベルギー、インド、カナダ、日本が常任せられ、他の四名を爾餘の政府が

互選することになつてゐる。尙ほ政府側の理事は國名を指定するだけで何人が政府代表たるかは各國の政府の意思によるのであり、毎回異なる人選もあり得る譯である。然るに傭主側及び労働側の理事は人名を指定して選任せられ、其被選挙資格は必ずしも總會に於ける傭主代表又は労働代表たることを必要としない。それ故に總會に於て代表者たらざる者が労働理事會の理事たる場合も起り得る。例へば國際労働組合聯盟の書記長オランダ人ウードゲスト、イタリー非ファシスト派のダラゴナの如きは何れも労働總會に於ける労働代表たらざるして労働理事會に於ける労働側の理事となつたことがある。

尙ほ労働理事會の定員を政府側十六名、傭主側八名、労働側八名、合計卅二名に増員する改正決議は一九二二年第四回總會に於て採擇せられたが、效力を生ずる爲めには國際聯盟理事國の全部と國際労働機關締盟國の四分の三の批准を必要とし、第二の條件は一九三一年中に充實せられたが、第一の條件は未だ充實せられて居ない。

労働理事會は國際労働局を監督するのみならず其事務を管理するのであり、第一に局長の任免は理事會の権限である。併し此點で労働理事會は敢て干渉がましき事をしたことはない。但し常に問題となつてゐるのは、平和條約第三九六條の國際労働局の活動の目的及び其の範圍であつて、傭主側の理事は單に情報の蒐集配布に止めしめんと欲し、局長以下の自發的行動や義

務履行を政府に促進するが如きは權限外の事項であると主張してゐる。これに對して労働側の理事はこれを是認せんとしてゐる。第二に労働理事會の重要な職能としては國際労働機關の豫算を議定する事項がある。本來これを決定するのは國際聯盟總會であるが、實際に於てはその根本審議は労働理事會に於て爲され、國際聯盟總會はこの決定を尊重し實質的變更を加へない慣例である。

國際労働總會は一九一九年十月其一回をワシントンに開催せられた。労働階級がヨーロッパ戦争中の數年間忍ぶ能はざる屈辱的労働生活に甘んじたるに對して、國際労働機關によりて社會正義を實現する各般の改善が約束せられた。労働階級の灼くが如き欲求に對する安全瓣たることが國際労働機關の使命ではあつたが、彼等がこれに多大の期待を寄せたのは事實であり、ブルジョアジーはこれを危惧の念を以て眺めざるを得なかつた。それは兩階級が第一回の國際労働總會に對して爲したる熱心によく反映してゐる。この時日本に於ては労働代表の選任に方つて労働組合を無視したる政府の措置に對して、労働階級のみならず一般の輿論が沸き立つた。當時の労働代表榊本卯平が愈々出發するに臨み、労働組合は葬式に摸した皮肉の示威行列を以て之を送り、代表自身は小汽艇に搭じて纔に港外に遁れて乗船したのは、偶々労働階級の國際労働總會に對する信念を揣知する一つの出來事である。而してブルジョアジーは日本の特殊の産業

状態と特殊の労働能率とに藉口し、或は誠意と熱心とを披瀝し、會議の席上平身低頭するの醜態を示し、辛じて條約案の除外例適用の途を拓いたのは、國際労働總會の勢力を承認し、其條約案によつて早晚日本の労働保護法が國際的標準に迄で引上げられることを虞れたからである。尙ほ第一回總會（一九一九年）に於て採擇せられたる條約案は、一、一日八時間及び一週四十八時間の原則の適用（但、日本に對しては一週五十七時間、インドに對しては一週六十時間を原則とするもの）、二、失業防止に關するもの（公設無料職業紹介所の設置等）、三、産前産後に於ける婦人の雇傭に關する（前後六週間の休養の手當の給付）、四、婦人の夜業に關するもの（午後十時より午前五時に至る間の十一時の雇傭禁止）、五、工業に従事する兒童の最低年齢に關するもの（最低齡は十四歳とす、但し日本は十二歳未滿、又は十四歳未滿の者にして小學教育を卒へざるものに限る）、六、工業に従事する年少者の夜業禁止に關するもの（十八歳未滿の者の夜業禁止、日本に對しては十六歳、インドに對しては男子十四歳未滿に年齢を低下す）の六つの條約案である。又此外公營職業紹介所、炭疽病の豫防、外國労働者の均等待遇、鉛中毒に對する婦人及び年少者の保護、官立衛生機關の設置、マツチ製造に於ける白（黄）燐使用禁止に關する一九〇六年のベルン條約の適用に關する勸告を採擇した。而して前述の諸條約案の中一と五に對して日本は特殊國として例外規定を適用せられ、又婦人の夜業禁止に關しては

外國に其條約案の必要無きが故に、これは日本の爲めに採擇せられたものである。

第二回労働會（一九二〇年）はゼノアに於て開催せられ、専ら海上労働に關する會議で、暹信省は海員組合の岡崎憲を労働代表に選任したので、別に人選に關する紛議は起らなかつた。而して此會議に於ては、一、海上に雇傭せられる兒童の最低年齢の決定（最低十四歳に關するもの）、船舶の破損又は沈没の場合に於ける失業補償（二箇月分の給料を限度）に關するもの、海員の職業紹介所の設置に關するものの三つの條約案を採擇した。

第三回労働會（一九二一年）農業労働會議と稱せられるもので、此後は毎回ジエネバに於て開催せられることとなつた。此總會に於て労働代表の自己否認と云ふ特に日本にとつて興味深き事件が勃發した。農商務省は日本には労働者全體の利益を代表すべき中央労働團體の存在せざることを、殊に農業労働者の團體の殆んど全然存在しないといふことを理由として、岡山孤兒院の茶臼原農場主事松本圭一を指名した。然るに彼は既に日本に有名なる労働組合の存在せる事實を指摘して、自己が代表たるに至りたる手續の不法なることを主張したる陳述書を發表し、併せて「日本に於ける労働組合運動」なる冊子を議場に配布した。此事件の突發に政府側は極度に狼狽し、前述の農商務省の發表したる理由を反覆する外、術の施す處を知らなかつたが、資格審査委員長の好意ある盡力によりて、辛じて労働代表の資格は承認せられたが、これは日

本の體面を尊重してくれた結果であつて、「將來は平和條約の規定に従つて、労働組合との合意により労働代表の選任を希望す」といふ實質に於ては要求である希望條件を附せられた。この苦い經驗によつて、當時の政府代表は從來の措置の非なることを反省したと語つた。労働代表の資格否認は外面的には成功しなかつたが、此舉によつて漸次日本の労働組合が國際的にも國內的にも承認せらるゝことになつたから、其努力は十分報いられたといふべきである。

尙ほ此の總會に於ては、開會第二日にフランス政府の抗議によつて本會議の議題から一切の農業上の問題を削除すべき要求が提起せられ、また會期中幾多の波瀾動搖をも生じた。結局、農業に従事する兒童の最低年齢を決定する（最低十四歳）もの、農業労働者の團結權に關するもの、農業労働者に對する災害補償に關するものの三條約案と、塗料に白鉛の使用を禁止するもの、工業的企業に於ける週休の適用に關するもの、石炭夫又は火夫として船舶に使用し得る年少者の最低年齢にするもの（原則十八歳）海上に使用し得る兒童及び年少者の身體検査に關するものの四箇の條約案を採擇し、また商業労働者に對する週休に關する勸告をも採擇した。

第四回労働總會（一九二二年）は移民問題に關するものであつて、國際労働局に移民の移動に關する統計其他の情報を報告する勸告を採擇しただけで條約案の採擇は無かつたが、労働機關の構成に關する平和條約第三三九條の規定を改正した。而して日本の労働代表の選任は前回

の指名による方法には手を焼いたので、官業及び民營の工場又は鑛山井に私設鐵道及び軌道に於て職工又は鑛夫若くは従業員は三百名以上の者に就き詮衡員を選定せしめ、是等の詮衡員が投票によりて代表候補者を選出する方法によつた。之は廣く一般労働者の意嚮を問ふといふ理由で事業を單位としたのであるが、前回の總會の宣告に於てせられたる要求條件にも懲りないで、労働組合を無視した處置であると云はねばならぬ。而して此方法によつて選出せられたる第一、第二兩候補者共に辭退した爲めに、第三候補者たりし協調會理事田澤義鋪が派遣せられた。而して資格審査委員會の意嚮では、彼を殆んど否認せんとして居たのであるが、今度も亦遂に勸告を附して承認せらるゝこととなつた。該委員會の態度の軟和せるは、國際聯盟に於ける日本の地位と日本の労働事情が諸國の間に十分知られざりしとに原因するが、直接の動機は労働代表を派遣せざる南アメリカ諸國を非難したる結果、それ等の諸國が會議を脱退せんとする氣運が現はれ、日本も亦不完全代表國となるかも知れぬといふ懸念に因つたのであつた。

然るに労働者保護の法令の施行を確保する爲の監督制度の組織に對する一般原則に關する勸告を付議したる第五回労働總會（一九二三年）に於ても、日本政府は労働代表の選任に就て從來表明せられた總會の意思を十分尊重しなかつた。當時の選舉方法は、一千人以上の組合員を有する労働團體に一名宛の代表候補者を選擧せしめ、尙組合員の數に應じ一千人毎に一票の效

力を有するものと算定し、民營の工場、鑛山、運輸業（公營及び民營）に就ては一千人以上の労働者を有するものより一千人毎に一人の割合に選舉人を選出し、此者より代表候補者一名を選出せしめ、官營工場に於ては民營事業に準じて便宜の方法によつた。之は明に非組織労働者を主として、組合を従としたる選出方法である。而して宇野利右衛門が選任せられたが、彼は自ら進みて資格の審査を要求し、結果に於ては労働代表側は投票に於て敗れたるも「來年より必ず組合労働の抗議を蒙らざる方法を探るべし」との決議が、殆んど全會一致を以て通過した。これによつて第二回を除く外毎回繰返されたる日本の労働代表選任手續の問題は漸く落著することとなり、労働組合は最後の勝利を贏ち得た。

第六回労働總會（一九二四年）に於ては爾後試験的に或る決議事項に就て假採擇をなし、本採擇を次回に於て行ふ手續を探ることとなし、労働者の餘暇時間の利用に關する施設を發達せしむる件の勸告を採擇したる外労働者災害補償に關し、内外國労働者に均等待遇を與ふる條約案及び勸告、タンク案を使用するガラス製造業に於ける週休制に關する條約案、パン製造場に於ける夜業禁止に關する條約案の三つを假採擇した。

日本は此總會に於て始めて労働代表と顧問との選定方法に關して、千人以上の團員を有する労働團體を基礎とすることに改め、此處に多年の懸案が實現せらるゝ運びに到達したのであ

る。而して此方法に據つて選任せられたる労働代表鈴木文治は、労働結社自由の原則に關する決議案を提出し、長文の理由書を附し、平和條約の前文にも示されたる此原則が、日本に於て確立せざる事實より、治安警察法、所謂龜戸事件に言及して政府の態度を難詰した。此決議は一旦撤回せられ、修正の上改めて労働團の名に於て提出せられ、總會議の最終日に上程せられたが、結局他の決議案と共に、一括して労働理事會に付託せられることとなつた。

第七回労働總會（一九二五年）に於ては、一、災害補償に關する條約案（農業を除く全部の労働者及び使用人に對するもの）、二、業務疾病補償に關する條約案、三、災害補償に關する内外國労働者均等待遇に關する條約案、パン製造場に於ける夜業に關する條約案と、これに關聯せる四つの勸告を採擇した。此總會に於ても前回同様、労働代表鈴木文治は労働者團結權の問題、批准遅延の問題、八時間労働制の問題に關し政府攻撃の爲めに獅子吼し、その一方インド三代表より日本の××不實行に對する痛烈なる非難が加へられる等、この第七回の總會は大に會衆の視聽を日本の問題に集注せしめた。

第八回労働總會（一九二六年）に於ては船舶に於ける移民監督を容易ならしむる一條約案とこれに關聯する勸告とを採擇した。此労働總會に對する日本の労働代表檜崎猪太郎は前二回の鈴木文治と同じく、團結權に就て日本に於ては彼の厭ふべき治安警察法第十七條并に第三十條

は撤廢せられた、けれども労働者の言論及び結社の自由を奪ふ幾多の壓迫的法令が現存して居るにも拘らず、それ以上何等の手段も講ぜられて居ないと訴へた。次に日本の條約案批准の不行に就ては、既に前回インドの諸代表から非難を浴せられたが、今回も亦インドの三代表とイギリスの労働顧問たるボンドフルド女史から痛烈なる非難が加へられた。

而して第九回労働總會（一九二六年）は第八回に引續いて開催せられ、海上労働問題に關する特別總會であつて、海員の雇傭契約に關する條約案、海員送還にする條約案と二つの勧告を採擇した。

第十回労働總會（一九二七年）に於ては商工業に於ける労働者及び家庭労働者并に農業労働者に對する疾病保險に關する二箇の條約案と、疾病保險の一般原則に關する勧告が採擇せられた。尙ほインドの日本に對する非難攻撃は今回も亦繰返され、日本の國際信義に對する觀念が疑はれた。

第十一回労働總會（一九二八年）に於ては最低賃銀決定機關の維持又は創設に關する條約案と其適用に關する勧告が採擇せられ、第十二回總會（一九二九年五月）に於ては船舶運送に關する技術上の問題に關する一つの條約案と四つの勧告が採擇せられた。此年には海上労働問題に關する特別總會として第十三回労働總會（一九二九年十月）に於ては、イギリスの傭主代表

が同國の労働代表の選出方法に不滿の爲め缺席し、この事に端を發して開會劈頭傭主側が本會議及び委員會に對して不参加といふ悶著が起つたが、調停の結果無事落著した。併し乍ら此總會に於ける議題は何れも第一次討議のものばかりであつたから、後に再討議を行ふことが必要であり、條約案や勧告の成立には至らなかつた。

第十四回労働總會（一九三〇年）に於ては、一、強制又は義務労働に關する條約案とこれに關聯する二つの勧告が採擇せられ、二、商業及び事務所に於ける労働時間の規制に關する條約案（ワシントンの第一回労働總會に於ける八時間労働制條約の趣旨の適用を擴張せるもの）と之に關聯せる三箇の勧告を採擇した。此外炭坑労働時間に關する條約案も討議せられたが、これは採擇せられなかつた。第十五回労働總會（一九三一年）に於ては前回採擇するに至らざりし炭坑労働時間に關する條約案、工業以外の職業に使用する兒童の最低年齢に關する問題が討議せられたが、何れも最終決定ではなかつた。

最後に、第十六回労働總會（一九三二年）に於ては、一、工業以外に使用する兒童の最低年齢に關する條約案（最低十四歳）が採擇せられたる外、二、有料職業紹介所廢止、三、癱疾養老遺族保險、四、船荷労働者災害補償條約の改訂が第一次の討議に付せられた。其他此會議で論議の標的となつたものは經濟不況の打開、失業者救濟等の問題であつた。

國際勞働總會の第一回（一九一九年）より第十六回（一九三二年）に至るまでの經過の概要は前項述ぶるが如くである。而して一九三二年十二月現在調査によれば、是等勞働總會に於て採擇せられたる條約案は合計三十一箇に達してゐる。而して現在國際勞働機關に加盟せる國は五十八箇國であるが、此内には未だ一つの勞働條約をも批准せざる國が總計二十二箇國で、其大部分は南アメリカ所在の國である。それを除き少くとも一個の條約案を批准せる國三十六箇國に就て批准數を延計算にすれば總計四百八十七箇に達してゐる。これは頗る好成績とは言ひ得ぬとしても可なりのもとは言ふことが出來よう。尙ほワシントンに於ける第一回勞働總會に於て採擇せられたる勸告に基き黃（白）燐マツチ使用禁止に關する一九〇六年のベルン條約に加盟せる國は十四箇國で、右勸告採擇以前に於て既に加盟せる國十三箇國を合算すれば總計二十七箇國に達する。

最後に國際勞働總會の決議は日本の勞働立法に如何なる影響を與へたか。批准を了したる條約は十一箇で、勸告の趣旨に合致する措置を執りたるもの九箇を數へる。條約としては工業、海上、農業、石炭夫及び火夫の最低年齢に關するもの、失業防止、職業疾病補償、災害補償、均等待遇、船上移民監督、船荷重量標示等であり、勸告としては前述の一九〇六年のベルン條約の適用農業に於ける失業防止、同じく教育の促進、産業災害の豫防が其主なるものである。

此外ワシントンの第一回勞働總會の勞働時間に關する條約案、婦人及び年少者夜業禁止に關する條約案、産前産後の休養及び補償に關する條約案の如きは批准未了ではあるが、工場法、鑛夫勞役扶助規則、健康保險法等の改正によつて、漸次其趣旨の吸収に努力してゐる。従つて國際勞働機關が日本の勞働立法の進歩發展に偉大なる貢獻を爲したることは炳なる事實である。

加之、國際勞働總會に於て日本の勞働政策並に勞働立法の現状若しくは政府の態度に關する曝露並に攻撃が頑迷なる當局に反省改悛を強ひたることもまた打消し難き事實である。勞働組合の存在を否定せんとする初期の勞働代表選任の方法が國際議場に於て非難せられ、事實上勞働組合を承認せざるを得なくなつたこと、勞働團結權の妨礙をなせる治安警察法の改正せられたること、また勞働時間に關する條約案の批准を爲さざるが故に、インド及びイギリスの代表より屢々國際信義に悖るものとして攻撃せられ、苦しい釋明に其場を糊塗せるが如き、具體的には未だその效果顯現せざるも、日本の社會正義の思想の發展に貢獻せるところが尠くない。斯くの如くして勞働立法の進歩が完成の域を距ること遠き國、例へば日本の如きに對して、過去十餘年に於て國際勞働機關の爲したる功績は、若しその組織なかりせば如何なる現状にあるべきかを想定すれば、最も容易にこれを量知することが出來るであらう。

昭和九年五月七日印刷
昭和九年五月十日發行

(萬有知識文庫) 第一一
勞働問題の知識

定價八拾錢

著作者 園 乾 治

發行者 加 藤 雄 策

印刷者 君 島 潔

東京市小石川區表町一〇九

東京市小石川區久堅町一〇八

發行所

東京市小石川區表町一〇九
振替東京三六三三九

非凡閣

電話小石川(85)六六一〇

共同印刷株式會社印刷

非凡閣
發行

萬有知識文庫

四五版クローズ特製
各冊平均三百頁
定價各八拾錢
送料 八 錢

第一期刊行書目 (引き續き毎月刊行)
この日現代日本文化の最高權威者が一齊に立ちあがつて、日常一切の學問の寶庫の扉を民衆の前に開いた。適確平明の説明と價格の低廉、正に是れ昭和日本の民衆大學であり民衆圖書館である。

法學博士

栗栖尠夫 一般金融の知識

陸軍中將

佐藤清勝 新兵器の知識

商學博士

太田黒敏男 銀行金融の知識

陸軍少將

竹内榮喜 國防の知識

慶大教授

永田 清 國家財政の知識

高等蠶糸學校教授

福本福三 生絲と人絹の知識

經濟學博士

服部文四郎 貨幣の知識

農大教授

吉田諒藏 米と肥料の知識

經濟學博士

鈴木憲久 租稅の知識

陸大教授

昇 曙夢 ソヴェトロシアの知識

明大講師

芳野國雄 簿記と會計の知識

東京日外通次長

桑原忠夫 南米の知識

早大教授

喜多壯一郎 政治の知識

新長特別市長

金壁 東 滿蒙の知識

法學博士

蘆田 均 國際外交の知識

文學博士

山岸光宣 獨逸文學の知識

慶大教授

加田哲二 社會思想の知識

豐島與志雄 佛蘭西文學の知識

中央金庫理事長

有馬頼寧 農村問題の知識

窪田空穂 和歌入門の知識

婦選同盟

金子しげり 婦人問題の知識

高濱虚子

池内たけし 俳句入門の知識

<small>慶大教授</small> 園 乾治 労働問題の知識	<small>慶大教授</small> 井原 紘 マルクシズムの知識	<small>法學博士</small> 松本重敏 憲法の知識	<small>法學博士</small> 岡田朝太郎 刑法の知識	<small>法學博士</small> 栗栖尠夫 會社法の知識	<small>大審院判事</small> 三宅正太郎 治安維持法の知識	<small>陸軍大將</small> 大井成元 各國軍備の知識
<small>醫學博士</small> 津田博通 育兒と榮養の知識	<small>醫學博士</small> 萩原良一郎 家庭療病の知識	<small>醫學博士</small> 石崎仲三郎 妊娠及婦人病の知識	<small>醫學博士</small> 長濱 繁 性及性病の知識	<small>醫學博士</small> 石崎仲三郎 美容と衛生の知識	<small>醫學博士</small> 宮崎三郎 藥の知識	以下續々刊行 <small>—全三百冊の豫定—</small>



